

第六次羽村市地域福祉計画

(令和6年度～令和11年度)

(案)

令和6年1月

羽 村 市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	6
4 計画の策定体制.....	7
5 SDGs（持続可能な開発目標）.....	8
第2章 羽村市の地域福祉の現状と課題.....	9
1 地域福祉に関わる法制度の近年の動向.....	11
2 羽村市の現況.....	15
3 羽村市地域福祉計画策定基礎調査.....	30
4 地域福祉の課題の整理.....	52
第3章 計画の基本的な考え方.....	55
1 計画の基本理念.....	57
2 計画の基本目標.....	58
第4章 施策の体系と具体的な展開.....	59
1 施策の体系.....	61
2 施策の具体的な展開.....	62
第5章 計画の推進に向けて.....	83
1 計画の周知・啓発.....	85
2 計画の推進体制.....	85
3 計画の進行管理と評価.....	85
資料編.....	87
羽村市地域福祉計画審議会条例.....	89
羽村市地域福祉計画審議会委員名簿.....	91
羽村市地域福祉計画審議会審議経過.....	92
第六次羽村市地域福祉計画策定委員会要綱.....	93
第六次羽村市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	95
第六次羽村市地域福祉計画策定委員会検討経過.....	96

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

地域福祉は、社会福祉法第1条に「地域における社会福祉」と定められています。同第4条では、①地域住民、②福祉サービスを経営する事業者、③ボランティア等地域活動者、④福祉サービスの利用者の四者が地域社会を構成する者と位置付けられ、これらが相互に協力し、地域福祉を推進することが規定されています。地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方と言えます。

市では、平成30年3月に「すべての人がいきいきと暮らせる福祉のまちづくり」「共に支えあい、共に生きる『地域共生社会』の実現」「市民参加と協働による地域福祉の推進」の3つを基本理念として、「第五次羽村市地域福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和5年度）を策定し、計画的な福祉関連事業の遂行、効果的で効率的な事業の推進を図ってきました。

一方、現代社会においては、少子高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。貧困、虐待、ひきこもり、8050問題、社会的孤立、ヤングケアラーなど、地域住民が抱える問題は多様化、複雑化しており、それらの問題が複合的に発生する状況も生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の停滞、雇用状況の悪化などから、市への相談者数が急増するとともに、個人事業主、外国人、若年層等の多様な相談者層が顕在化しました。高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭、低所得者などの従来の属性による捉え方から、制度・分野を超えた支援体制の構築が必要になってきています。

令和4年度に市で実施したアンケート調査においては、隣近所とのつきあいがほとんどない人が10.0%、地域活動へ参加していない人が68.4%で、いずれも前回調査より割合が高くなっています。一方で、住民相互の協力関係の必要性については、必要であるとの回答が64.4%となっています。必要性を認識しながらも、実情としては、住民同士のつながりの希薄化が進んでいる状況が示唆されています。

このような中、誰もが地域で安心して暮らしていくため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、支え合いながら共に地域をつくる「地域共生社会」の実現が求められています。

令和5年度末に第五次計画の計画期間が満了する今、近年の福祉行政や社会の現状と変化を踏まえ、新たな地域課題に的確に対応するため、今後の地域福祉の方向性等を定めた「第六次羽村市地域福祉計画」を策定します。

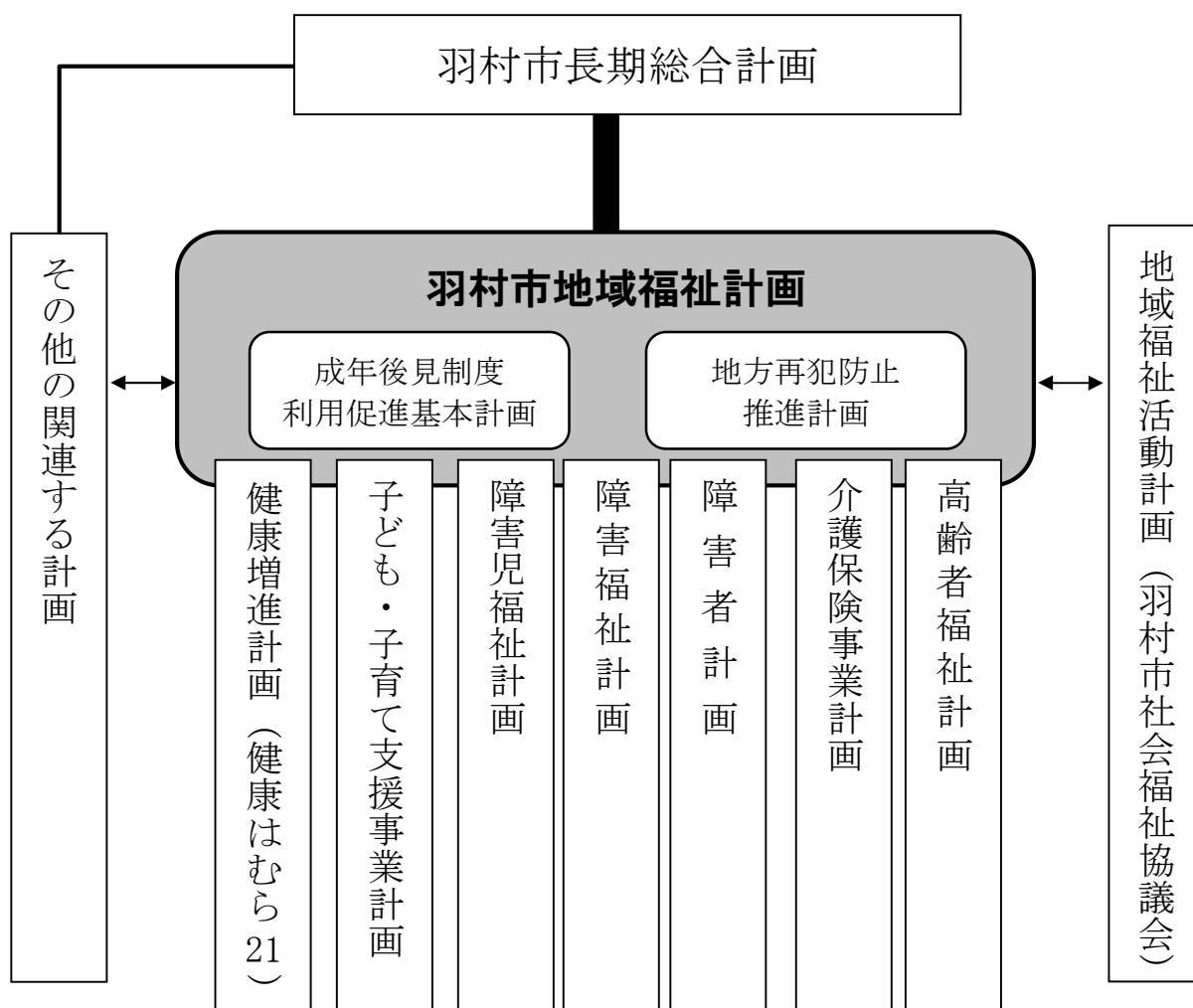
2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

市政運営の最上位計画である「羽村市長期総合計画」との整合を図りながら、福祉及び関連する各分野の計画を包含した「共通する理念」や「福祉施策全体に共通する目標」を掲げ、「地域福祉の推進に重点を置いた計画」として位置付けるものです。

また、羽村市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とも相互に連携を図るとともに、国及び東京都がそれぞれ策定した関連の計画や市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

あわせて、地域福祉との一体的な展開が求められる、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。



社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

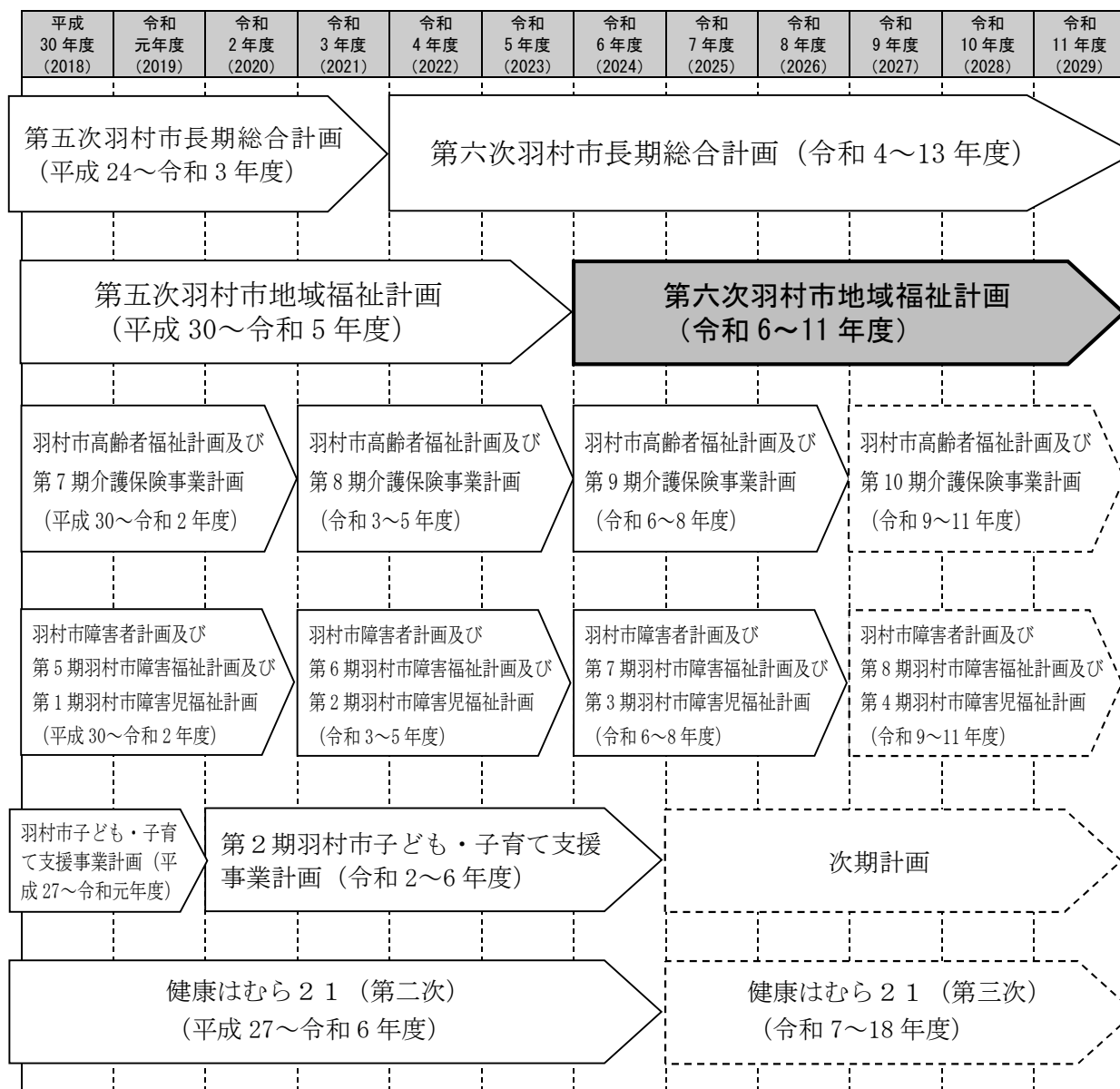
（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

第六次羽村市地域福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、今後の制度改正や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、公共的な団体や市内福祉関係団体の代表者、知識経験者をはじめ、公募による市民の代表を含む20人の委員で構成する「羽村市地域福祉計画審議会」を設置し、審議を重ねました。

計画策定の前年度である令和4年11月には20歳以上の市民1,000人を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握する目的で「羽村市地域福祉計画策定基礎調査（羽村市地域福祉に関するアンケート調査）」を実施しました。

また、市の関係部署の職員で構成する「第六次羽村市地域福祉計画策定委員会」において、具体的施策等を総合的に検討しました。

5 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。令和 12（2030）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。



令和 4 年 2 月に策定した羽村市長期総合計画では、各施策を SDGs の目標と関連づけ、施策を推進しています。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、関連する SDGs の目標を定め、施策の展開を図ります。

本計画で主に取り組む SDGs の目標は、以下のとおりです。



第2章 羽村市の地域福祉の現状と課題

1 地域福祉に関わる法制度の近年の動向

少子高齢化や人口減少、地域住民相互のつながりの希薄化など、社会の状況が大きく変化する中、地域共生社会の理念も踏まえ、誰もが地域で安心して暮らし続けられるように、権利擁護や災害時の支援なども含め、様々な課題を包括的に支援していくため、福祉の各分野や関連分野に関わる様々な法律の改正や制定が行われています。

地域福祉計画の策定に特に関係する法律の概要は次のとおりです。

(1) 社会福祉法

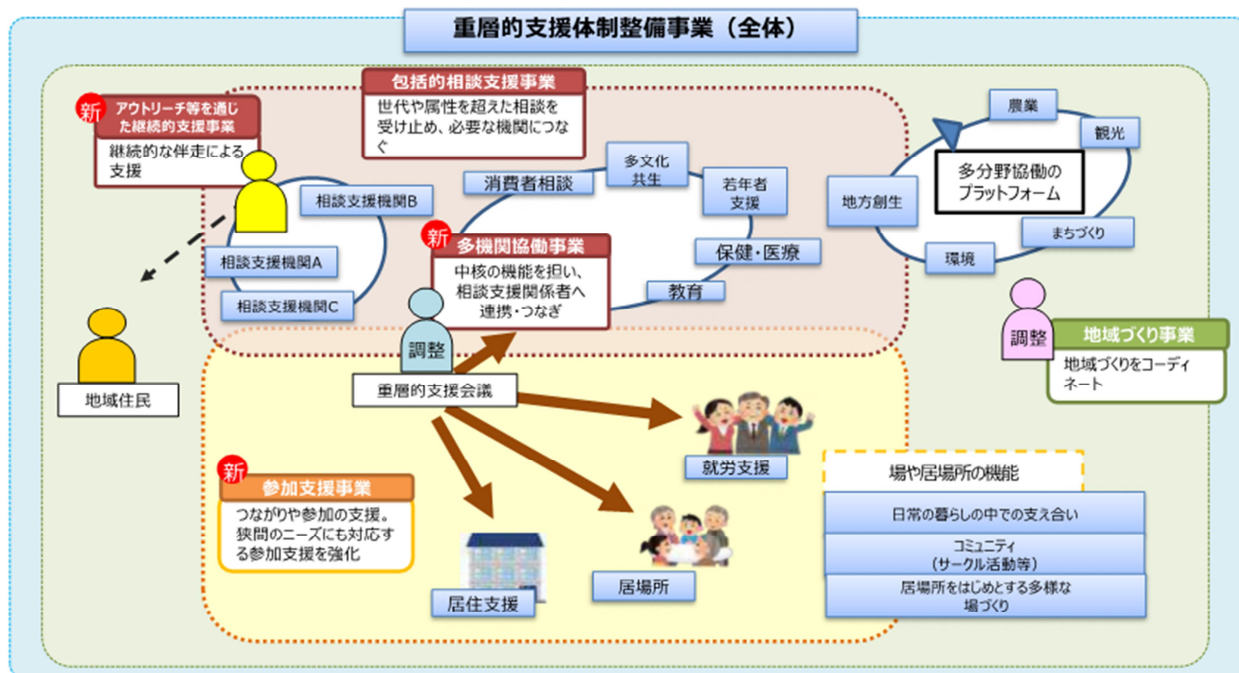
社会福祉法は、社会福祉の事業や活動に関して共通する基礎的な事項を定めた法律です。

平成29年6月の改正では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

あわせて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置付けられました。

令和2年6月の改正では、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されています。

【図表 重層的支援体制整備事業について】



資料：厚生労働省

（２）成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度です。日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う地域共生社会の実現にとって重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていなかったことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

法律では、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。

この法律に基づき、国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しており、その後、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

○「第二期成年後見制度利用促進基本計画」のポイント

1. 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
2. 成年後見制度の運用の改善
3. 後見人等への適切な報酬の付与
4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律

犯罪件数が減少する中で、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇していることを踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この法律では、犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することが基本理念に掲げられています。職業や住居の確保、自立生活が困難な高齢者や障害者、薬物依存症患者への保健医療・福祉サービスの利用に係る支援が基本的施策に位置付けられるなど、地域福祉の推進とも深く関わる内容を包含しています。

この法律に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年12月に国の「再犯防止推進計画」が策定されました。令和5年3月には、再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

○「第二次再犯防止推進計画」における7つの重点課題

1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 学校等と連携した修学支援の実施
4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
5. 民間協力者の活動の促進
6. 地域による包摂の推進
7. 再犯防止に向けた基盤の整備

(4) 生活困窮者自立支援法

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、第2のセーフティネットとして早期に支援を図ることを目的としています。

法律の制定に先立ち、平成26年3月に通知された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、市町村地域福祉計画の中に位置付けて計画的に取り組むことが効果的とされ、計画に盛り込む事項（生活困窮者自立支援方策）が示されました。

○生活困窮者自立支援方策のポイント

1. 生活困窮者自立支援方策の位置付けと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

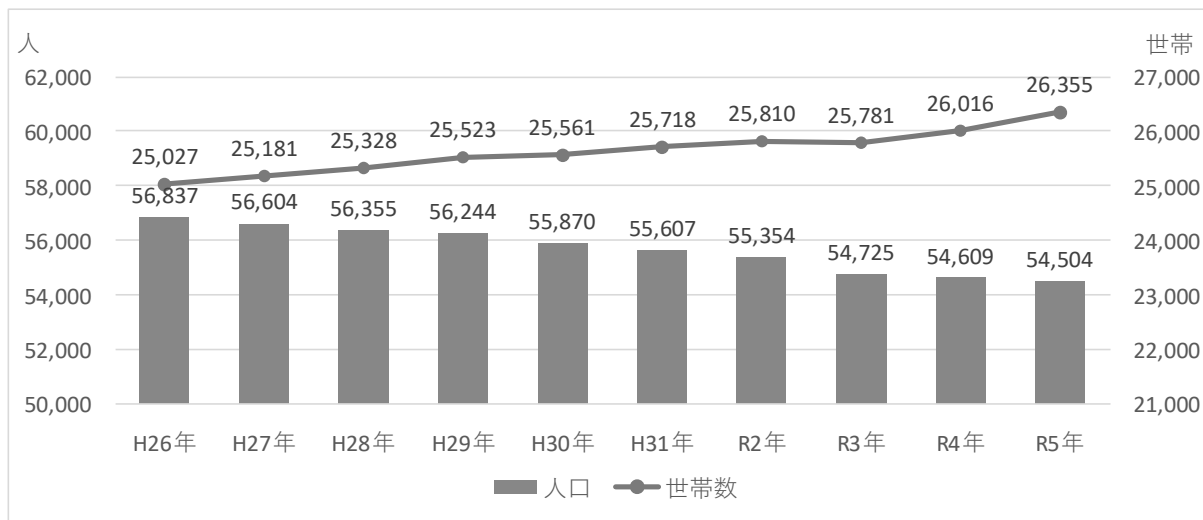
2 羽村市の現況

(1) 人口・世帯数等の推移

市の人口（住民基本台帳人口）は、減少傾向が続いており、令和5年1月1日時点で54,504人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、26,355世帯となっています。人口が減少し、世帯数が増加していることから、一世帯当たりの人員数は減少しています。この傾向は今後も続くと予想されます。

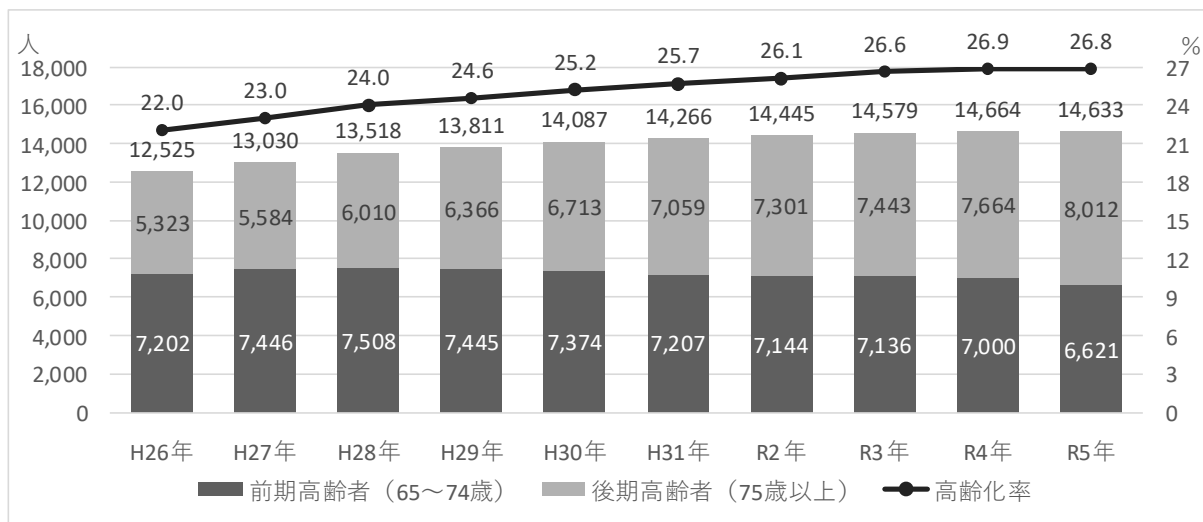
前期・後期高齢者人口と高齢化率の推移を見ると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向、高齢化率も上昇傾向となっています。高齢者人口の内訳では、後期高齢者（75歳以上）が増加傾向にあり、令和2年から後期高齢者が前期高齢者（65～74歳）を上回っています。今後も後期高齢者が増加することが予想されます。

【人口・世帯数の推移】



資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

【前期・後期高齢者人口及び高齢化率の推移】



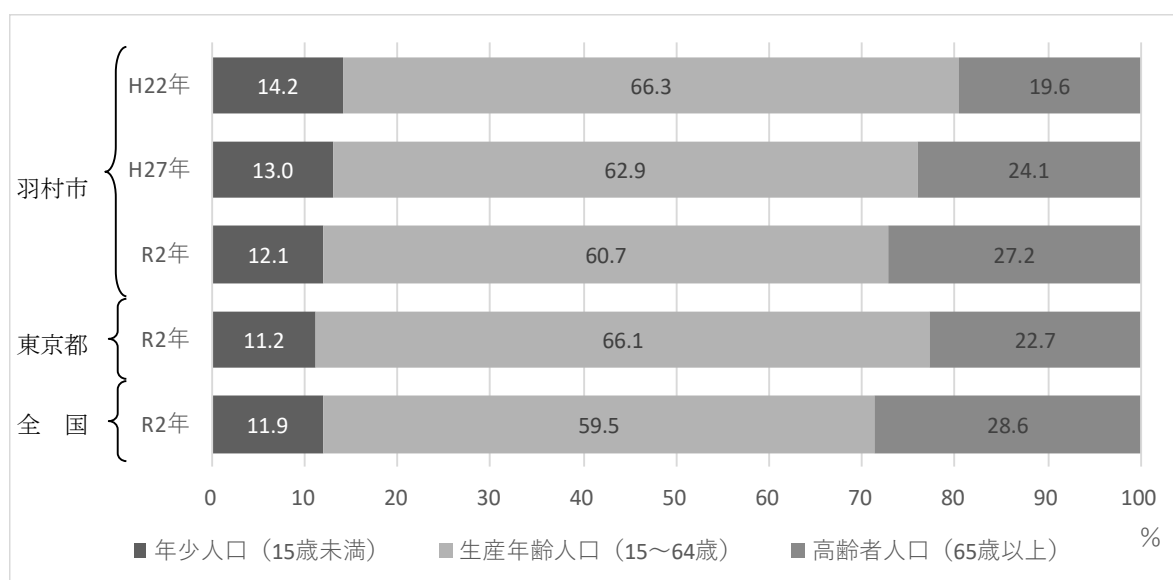
資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

(2) 年齢別構成比の推移

市の令和2年における年齢3区分別人口の構成比は、年少人口（15歳未満）が12.1%、生産年齢人口（15～64歳）が60.7%、高齢者人口（65歳以上）が27.2%となっています。東京都及び全国平均と比較すると、年少人口の構成比は東京都及び全国平均を上回っています。生産年齢人口の構成比は東京都平均を下回りましたが、全国平均を上回っています。高齢者人口の構成比は増加傾向にあり、東京都平均を上回りましたが、全国平均を下回っています。

今後の推移については、市においても全国的な傾向と同様に、高齢者人口の構成比が拡大する一方で、生産年齢人口の構成比が縮小し、少子高齢化がさらに進行することが予想されます。

【年齢別構成比の推移】



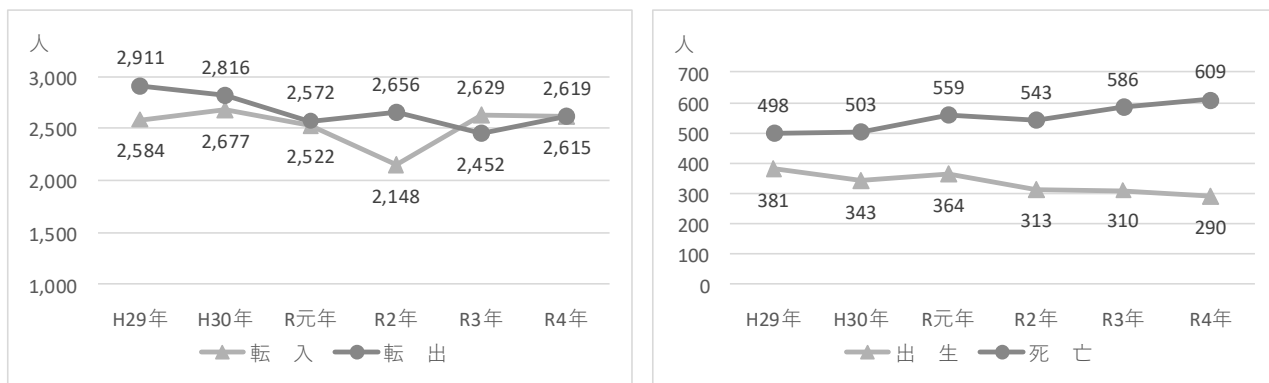
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 異動人口等の推移

市の住民異動において、平成 21 年以降転出者が転入者数を上回る転出超過が続いていましたが、令和 3 年は 13 年ぶりに転入超過に転じ、令和 4 年はほぼ同数となっています。

出生者数は減少傾向、死亡者数は増加傾向にあります。死亡者数が出生者数を上回り、その幅は広がっています。

【異動人口等の推移】

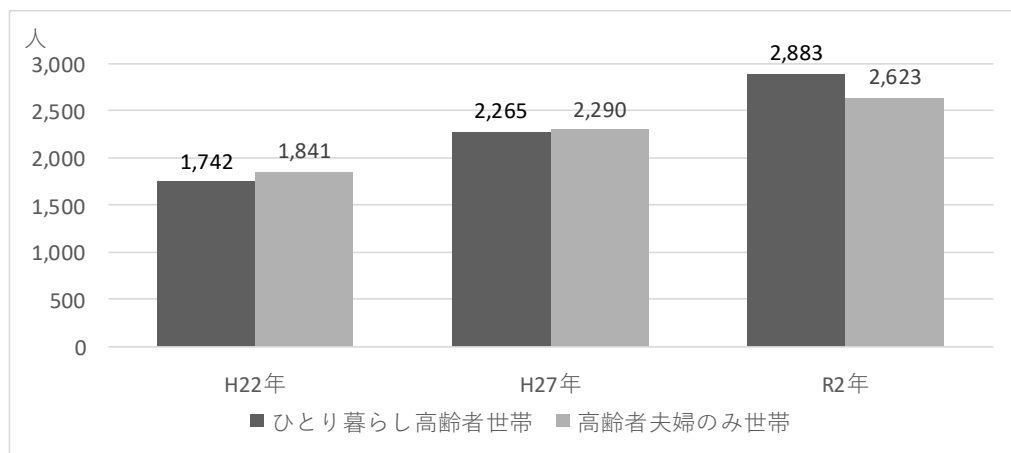


資料：住民基本台帳

(4) 高齢者世帯の推移

市の高齢者世帯の推移を見ると、ひとり暮らし高齢者世帯（65 歳以上の人一人のみの世帯）、高齢者夫婦のみ世帯（夫婦とも 65 歳以上の夫婦のみの世帯）とも増加傾向にあります。こうした傾向は今後も続くと予想されます。

【高齢者世帯の推移】

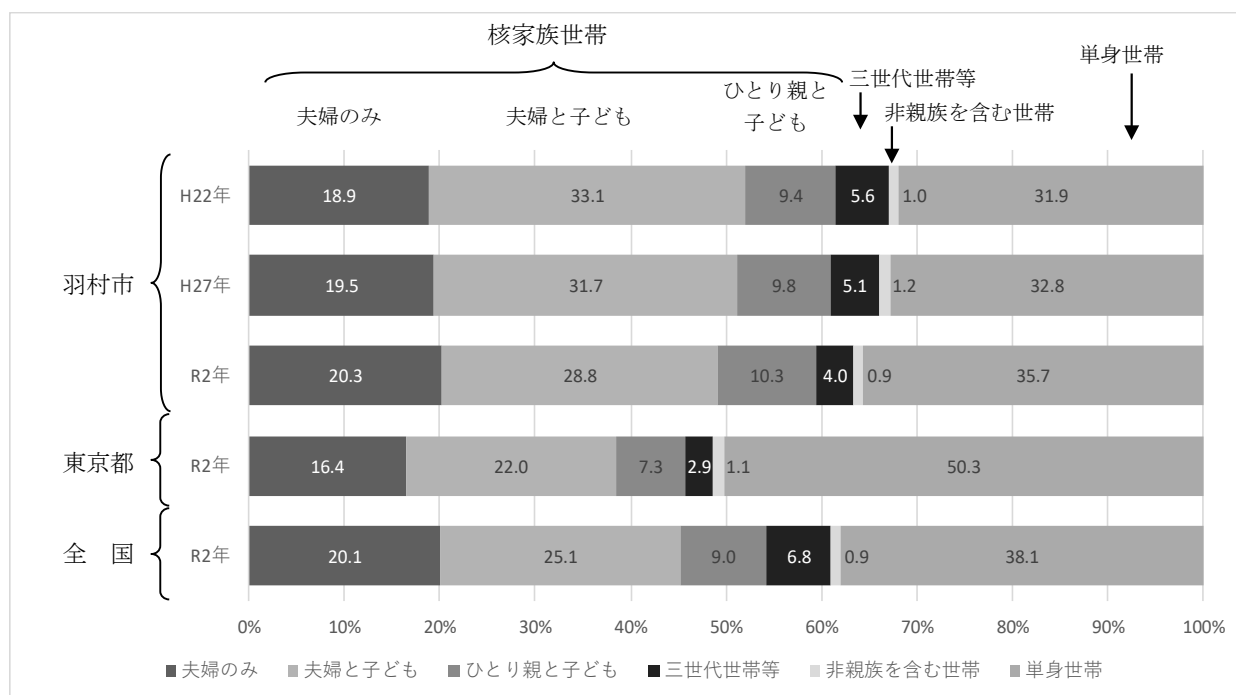


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(5) 世帯構成の推移

市の世帯の家族類型別構成比を見ると、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、ひとり親と子ども）が約6割ですが、その割合は低下傾向にあります。核家族世帯の内訳では、夫婦のみ世帯、ひとり親と子ども世帯が拡大傾向にあります、一方、単身世帯が徐々に拡大していますが、東京都平均に比べると、その割合は低くなっています。三世代世帯等の割合は低下傾向にあります。

【世帯構成の推移】



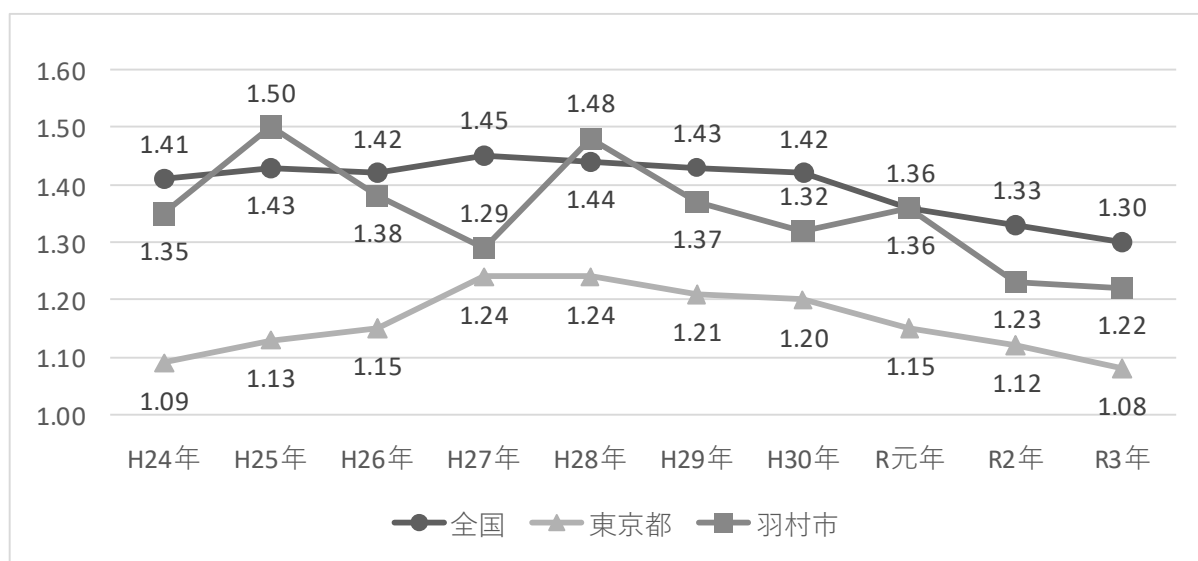
資料：国勢調査（各年10月1日現在）※不詳を除く

(6) 合計特殊出生率等の推移

市の合計特殊出生率の推移を見ると、低下傾向にあります。令和3年の合計特殊出生率は、1.22で東京都の平均より高い状況にありますが、全国平均より低く、人口規模を維持するのに必要な合計特殊出生率（おおむね2.07）には及ばない状況です。

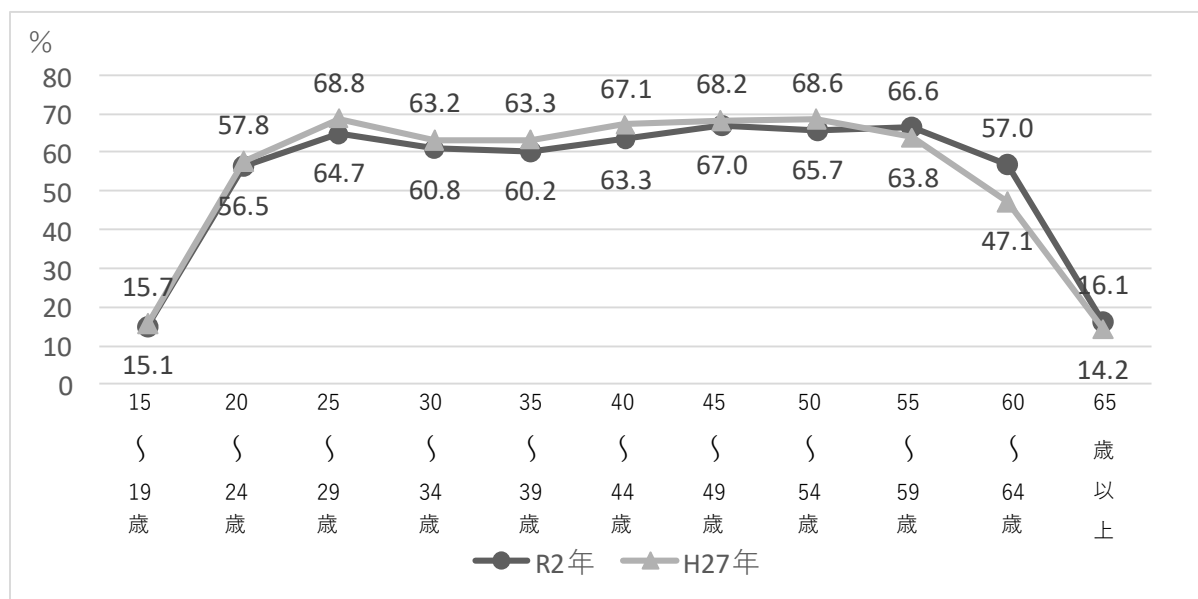
女性の就業率は、20代後半で一度ピークを迎えて、30代で低下しますが、40代にまた上昇しています。就業率は、近年上昇傾向にありましたが、令和2年は全体的に低下しています。55歳以上では就業率が上昇しており、就業状況に変化が見られます。

【合計特殊出生率の推移】



資料：東京都保健医療局 人口動態統計（各年1月1日現在）

【女性の就業率の推移】

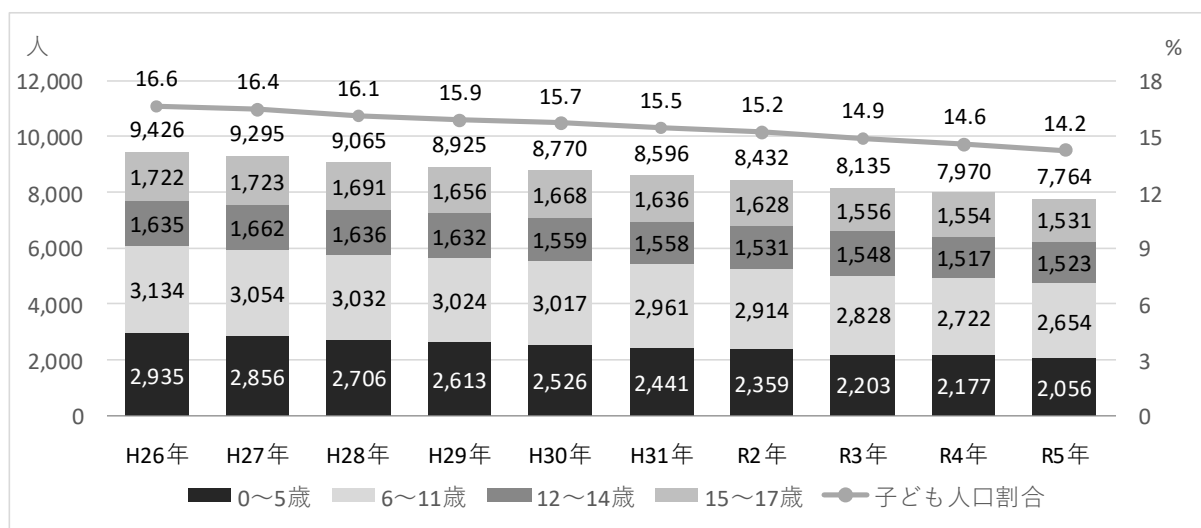


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(7) 子どもの人口の推移

市の18歳未満の子どもの人口の推移を見ると、どの年齢層もおおむね減少傾向にあり、令和5年1月1日時点で7,764人となっています。また、総人口に占める子どもの人口の割合も年々低下しています。この傾向は今後も続くと予想されます。

【子どもの人口の推移】

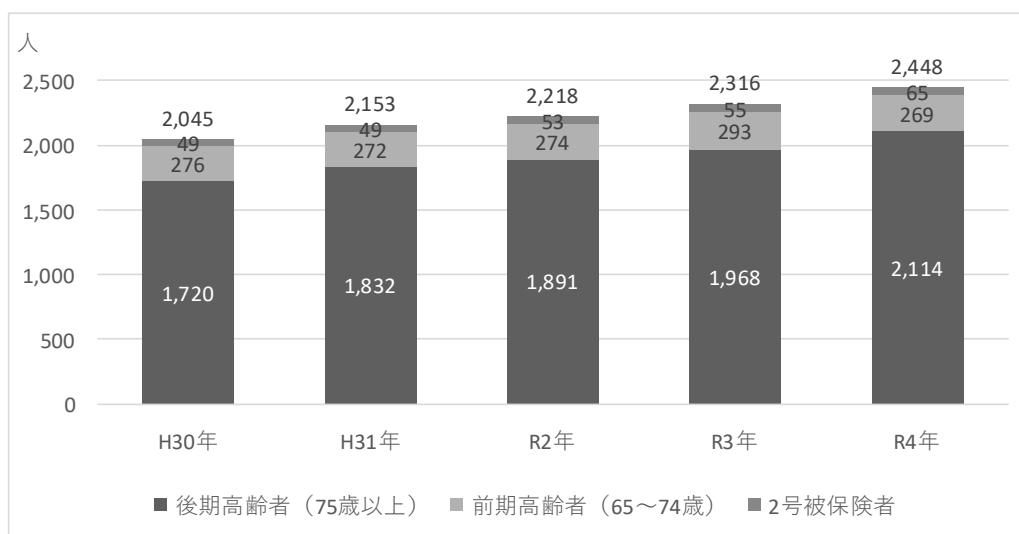


資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

(8) 要支援・要介護認定者数の推移

市の要支援・要介護認定者数は、令和4年3月31日現在で2,448人（第2号被保険者65人、前期高齢者269人、後期高齢者2,114人）で、後期高齢者が86.4%と高い割合を占めています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

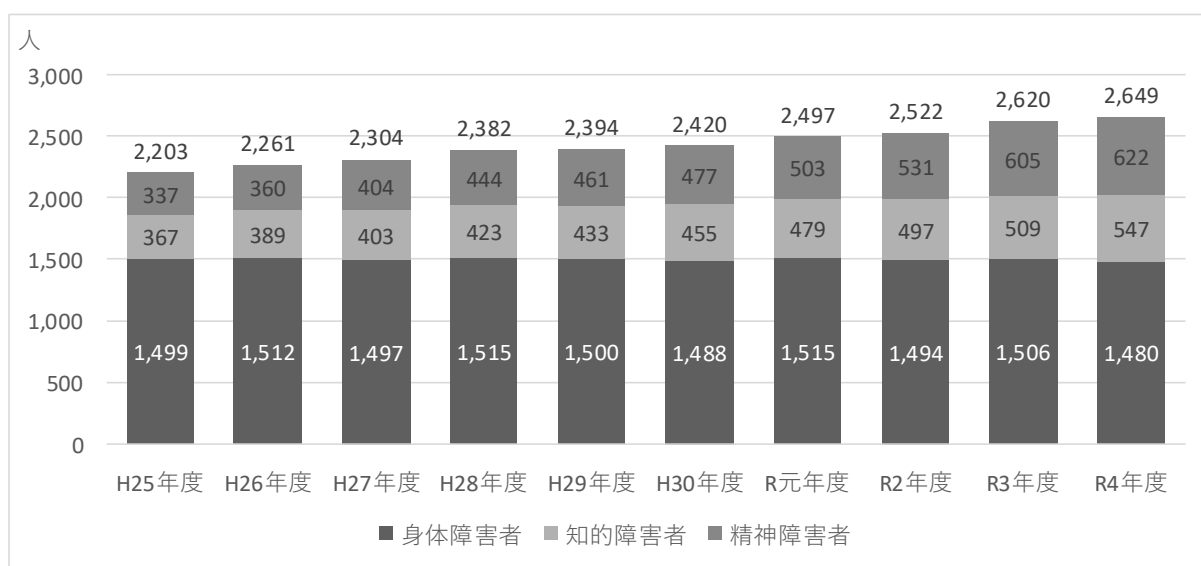


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

(9) 障害者（手帳所持者）数の推移

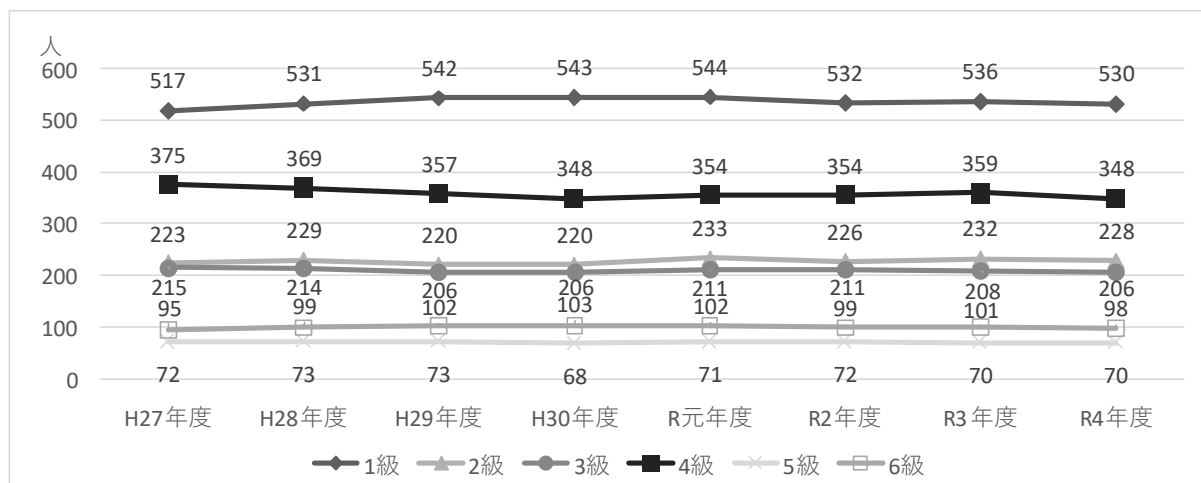
市の障害者数は、令和4年度末現在、身体障害者1,480人、知的障害者547人、精神障害者622人となっています。身体障害者は1,500人前後を横ばいで推移しており、知的障害者、精神障害者は増加傾向で推移しています。身体障害者手帳所持者は、等級では1級が、部位別では肢体不自由が最も多くなっています。近年、肢体不自由の人数が減少傾向、内部障害の人数が増加傾向にあります。知的障害者手帳所持者数では、4度が増加しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数では、2級と3級が増加しています。今後も手帳所持者数の増加傾向は続くと予想されます。

【障害者（手帳所持者）数の推移】



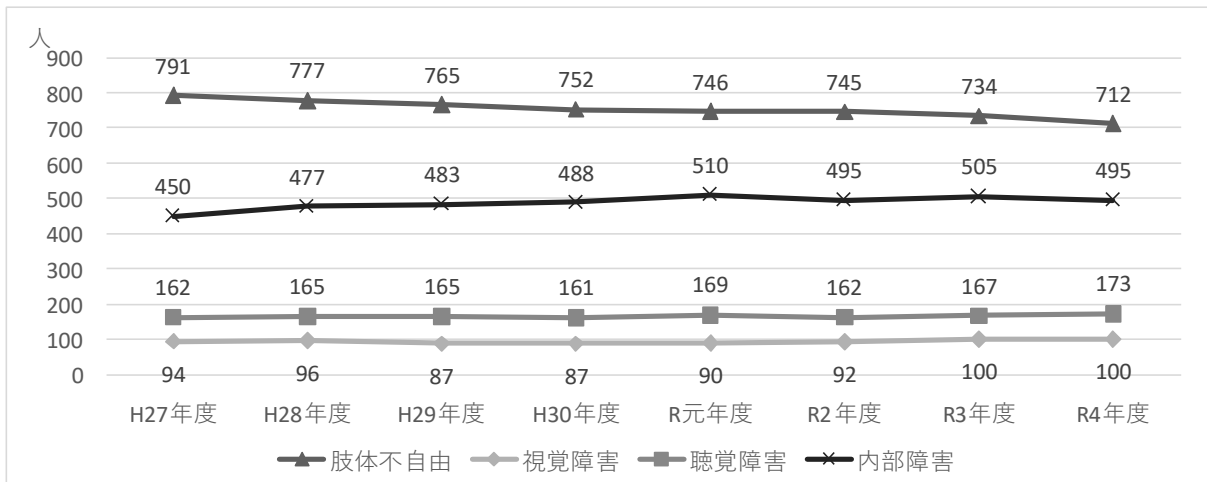
資料：羽村市事務報告書（各年度3月31日現在）

【身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）】



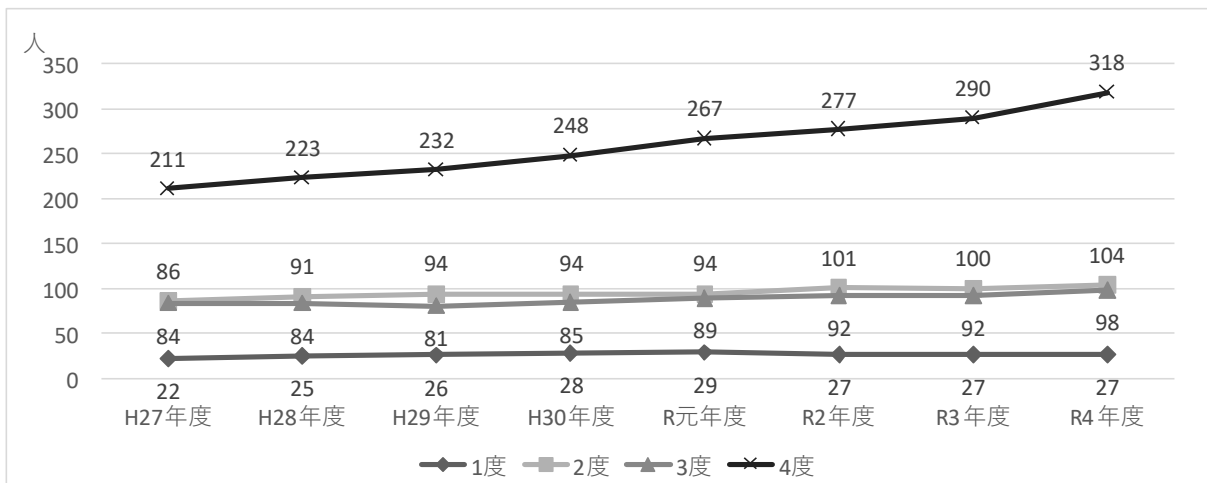
資料：羽村市事務報告書（各年度3月31日現在）

【身体障害者手帳所持者数の推移（部位別）】



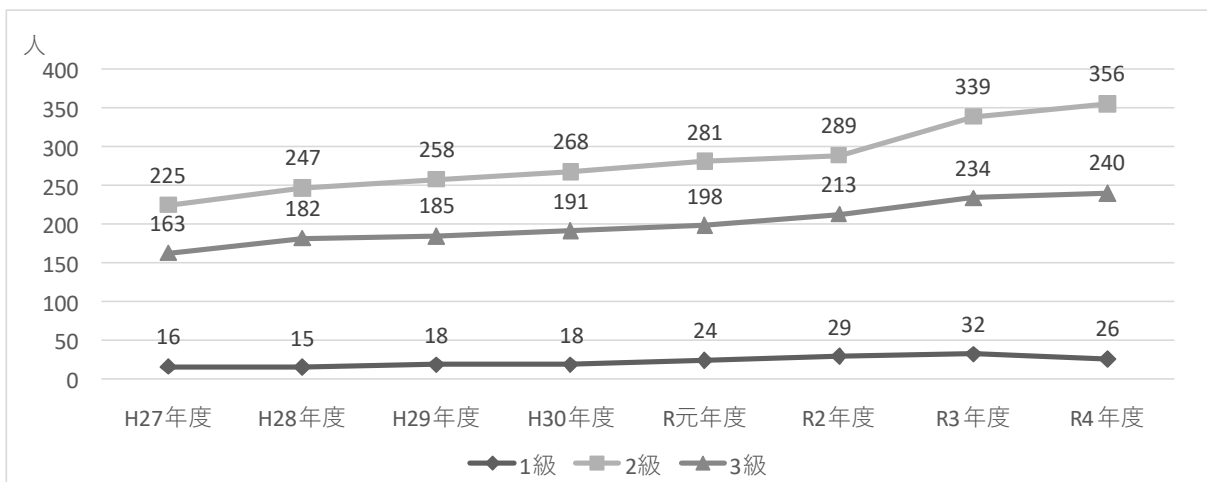
資料：羽村市事務報告書（各年度3月31日現在）

【知的障害者手帳所持者数の推移（等級別）】



資料：羽村市事務報告書（各年度3月31日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）】



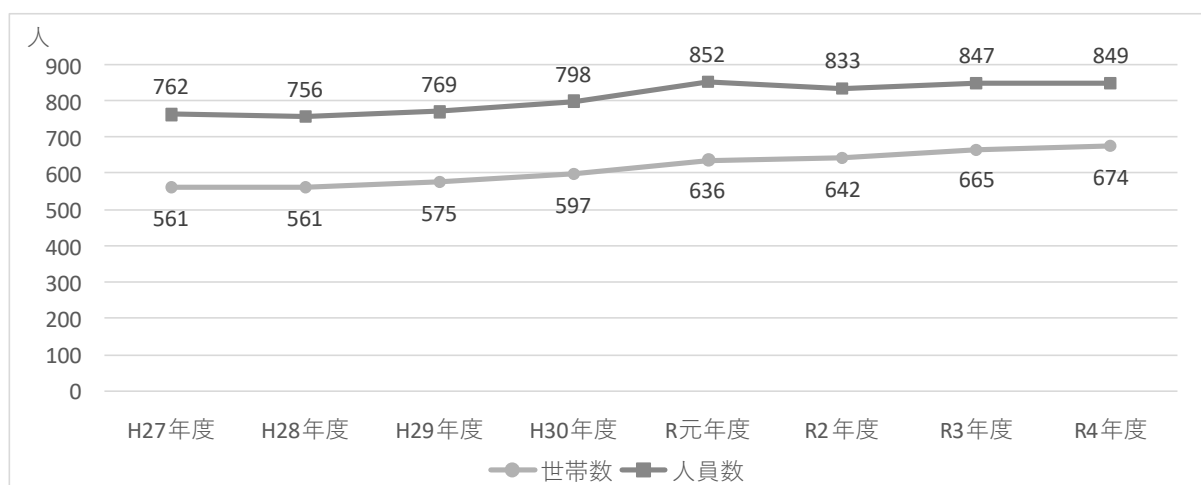
資料：羽村市事務報告書（各年度3月31日現在）

(10) 生活保護の被保護世帯数・人員の推移

市の生活保護の被保護世帯数、人員数の推移を見ると、世帯数は増加傾向、人員数は近年横ばい傾向にあります。1世帯あたりの保護人員は年々減少傾向にあり、令和4年度では1.26人となっています。また、世帯類型別では、高齢者世帯数と傷病・障害者世帯数が増加傾向にあります。

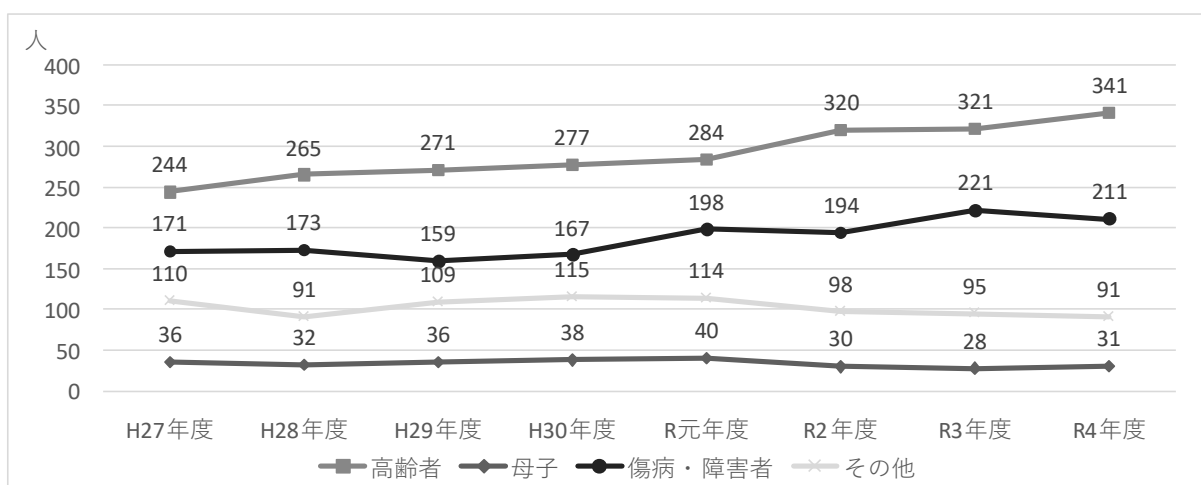
高齢者世帯等は就労による経済的自立が容易でないことから、個々の状況に応じた支援を行い、自立を促進する取組が求められています。

【生活保護の被保護世帯数・人員の推移】



資料：羽村市事務報告書（各年度3月31日現在）

【世帯類型別の被保護世帯数の推移】



資料：羽村市事務報告書（各年度3月31日現在）

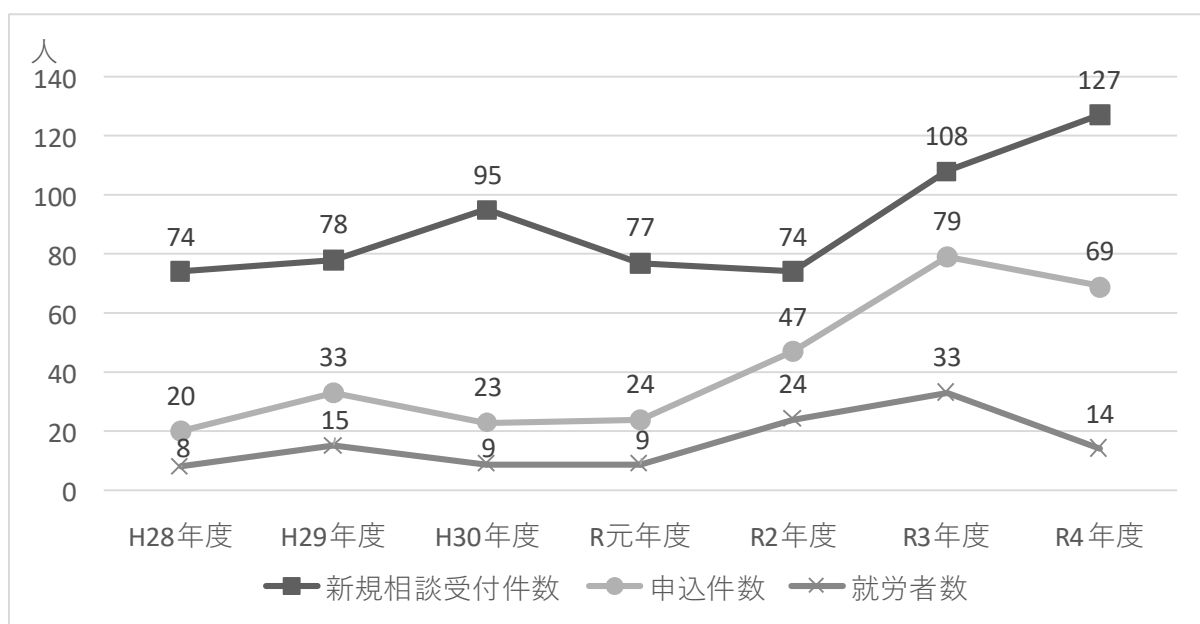
(11) 自立相談支援事業実施状況

平成 27 年度に生活困窮者自立支援法が施行され、市では、生活自立相談窓口を設置し、生活全般にわたる様々な困りごとについて相談支援を行っています。

生活困窮者自立支援事業の実施状況の推移を見ると、新規相談受付件数は、新型コロナウイルスの影響等により増加しています。令和 4 年度の新規相談受付件数は 127 件で、そのうち継続的な支援のためのプラン作成の申込件数は 69 件でした。

様々な課題を抱えており、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者について、「第 2 のセーフティネット」として、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援が求められています。

【生活困窮者自立支援事業の実施状況の推移】

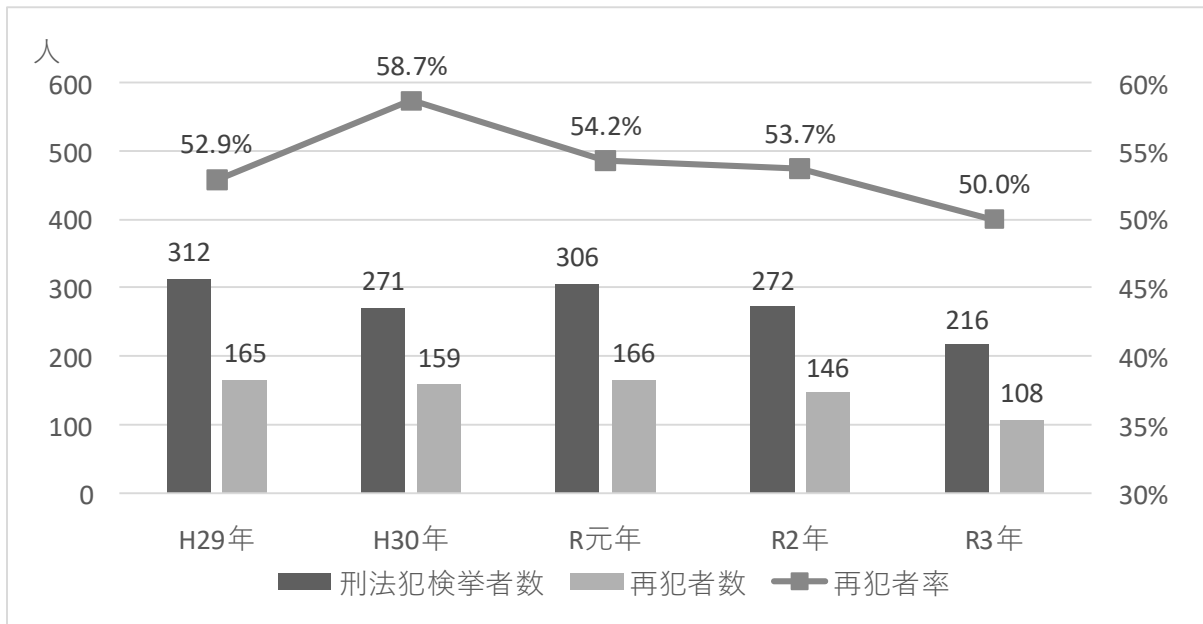


資料：羽村市事務報告書

(12) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

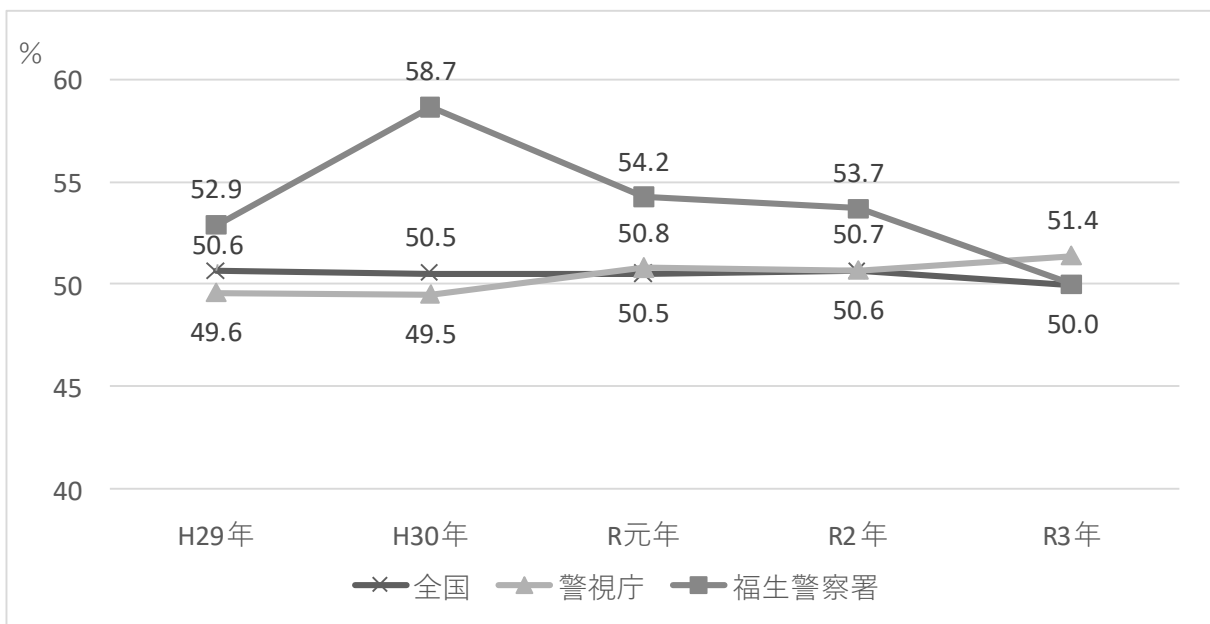
羽村市を管轄する福生警察署における刑法犯検挙者数及び再犯者数の状況は、おおむね減少傾向にあります。また、再犯者率については、平成30年は58.7%と高かったものの、その後低下しており、令和3年は50.0%となっています。検挙者数の半数程度が再犯者であるという状況は、全国や警視庁（東京都）と同様の傾向となっています。

【福生警察署の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移】



資料：法務省矯正局提供データを基に羽村市作成

【再犯者率の推移】



資料：法務省矯正局提供データを基に羽村市作成

【刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移】

(単位：人、%)

	H29年			H30年			R元年		
	刑法犯 検挙者数	再犯者数	再犯者率	刑法犯 検挙者数	再犯者数	再犯者率	刑法犯 検挙者数	再犯者数	再犯者率
福生警察署	312	165	52.9	271	159	58.7	306	166	54.2
警視庁	25,258	12,526	49.6	25,389	12,573	49.5	22,285	11,320	50.8
全国	187,702	95,028	50.6	182,124	92,023	50.5	172,197	86,952	50.5
	R2年			R3年					
	刑法犯 検挙者数	再犯者数	再犯者率	刑法犯 検挙者数	再犯者数	再犯者率			
福生警察署	272	146	53.7	216	108	50.0			
警視庁	20,943	10,618	50.7	19,086	9,809	51.4			
全国	164,678	83,384	50.6	159,692	79,809	50.0			

資料：法務省矯正局提供データを基に羽村市作成

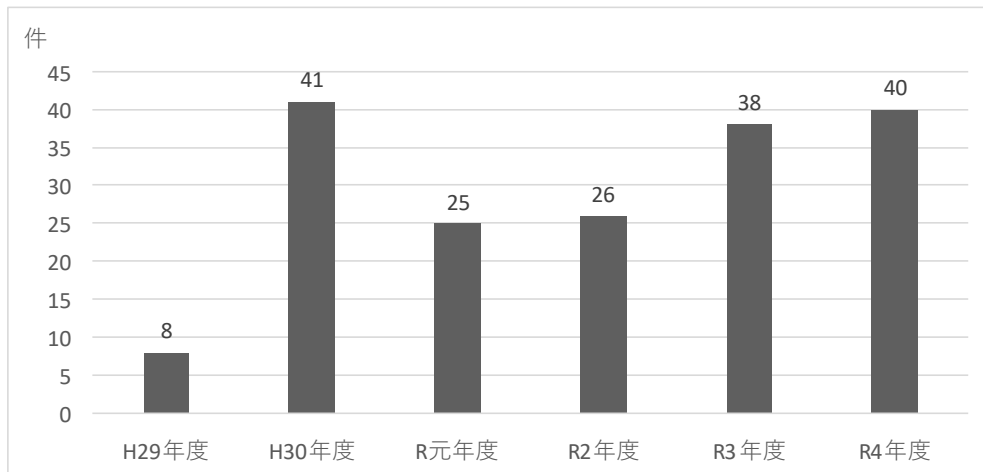
※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

※犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

(13) 成年後見制度の状況

成年後見制度の普及・利用促進に向けて、「成年後見制度利用支援機関」を社会福祉協議会への委託により設置し、平成29年10月に運営を開始しました。市民からの新規相談受付件数の推移を見ると、令和元年度に減少しましたが、その後、徐々に増加しています。

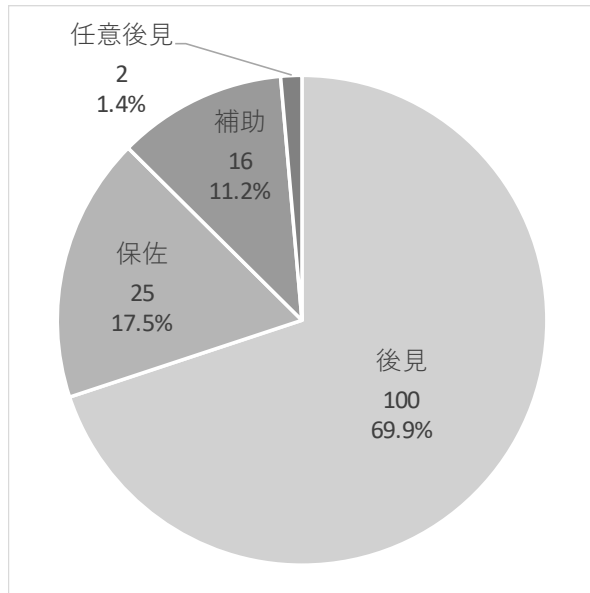
【新規相談受付件数の推移】



資料：羽村市事務報告書

羽村市の成年後見制度利用者数は、令和4年12月末日時点で143人、このうち後見が100人、保佐が25人、補助が16人、任意後見は2人です。

【成年後見制度の利用者数】



資料：区市町村別成年後見制度の利用者数（東京都）（東京家庭裁判所提供）

※令和4年12月31日時点で東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）が管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

成年後見人等と本人との関係別件数を見ると、羽村市では、親族以外が後見人等を務めているケースが77.1%です。親族以外の内訳は、司法書士が57.1%、次いで弁護士が17.1%、社会福祉士が2.9%となっています。

【成年後見人等と本人との関係別件数】

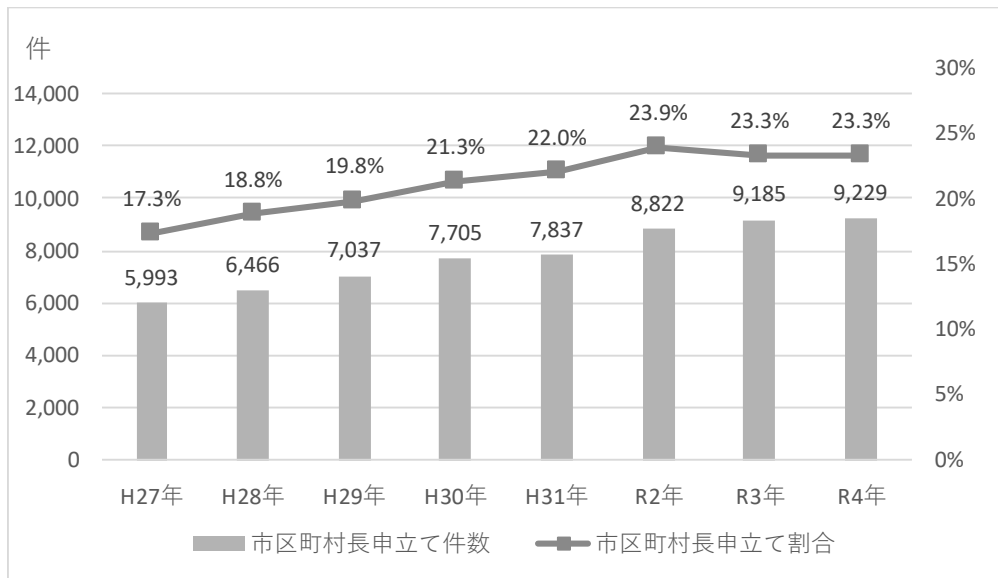
	親	子	兄弟姉妹	弁護士	司法書士	社会福祉士	合計
後見		5	2	5	15	1	28
保佐					2		2
補助	1			1	3		5
合計	1	5	2	6	20	1	35

資料：成年後見人等と本人との関係別件数（令和4年・区市町村別）（東京家庭裁判所提供）

※東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）において令和4年1月から12月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人と本人との関係を類型別・区市町村別に集計したものである。その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

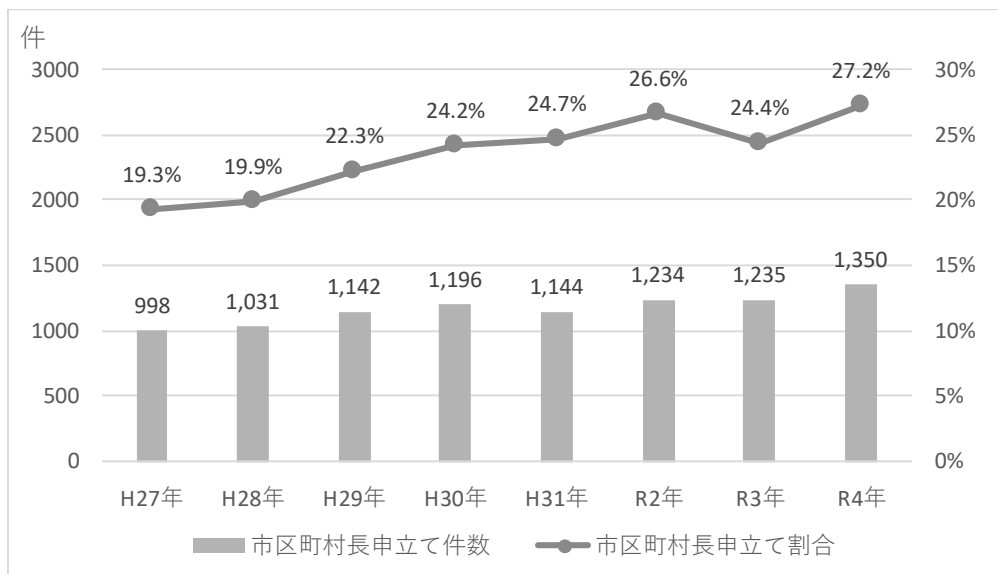
法定後見の開始審判の申立てに占める市区町村長申立ての件数は増加傾向にあります。全体に占める割合も上昇傾向にあり、令和4年は全国で23.3%、東京都では27.2%となっています。全国と比較すると、東京都は市区町村長申立ての割合が高くなっています。

【市区町村長申立て件数と割合（全国）】



資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」を基に羽村市作成

【市区町村長申立て件数と割合（東京都）】



資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」を基に羽村市作成
 ※市区町村別の申立件数については把握していない。

羽村市での成年後見関係事件の申立件数（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）は、令和4年は33件です。

市長申立て件数は一桁の値で推移しています。

【成年後見関係事件の申立件数（羽村市）】

	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任	合計
R2年	12	1	0	0	13
R3年	10	0	1	0	11
R4年	24	3	4	2	33

資料：成年後見関係事件の申立件数（区市町村別）（東京家庭裁判所提供）
 ※申立人と本人との関係別件数については把握していない。

【市長申立て件数（羽村市）】

年度	後見	保佐
H27年度	後見開始の審判 7人	
H28年度		保佐開始の審判 1人
H29年度	後見開始の審判 3人	保佐開始の審判 1人
H30年度	後見開始の審判 3人	保佐開始の審判 1人
R元年度	後見開始の審判 1人	
R2年度	後見開始の審判 4人	
R3年度	後見開始の審判 2人	
R4年度	後見開始の審判 2人	

資料：羽村市事務報告書

3 羽村市地域福祉計画策定基礎調査

20歳以上の市民を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握するとともに、第六次羽村市地域福祉計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、調査を実施しました。

① 調査の設計

調査対象：羽村市に居住する20歳以上の男女

抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出

調査時期：令和4年11月11日～12月7日

調査方法：郵送調査

② 調査項目

- (1) 地域での暮らしについて
- (2) 地域活動への参加について
- (3) 市の福祉施策や制度・サービスについて
- (4) あなたご自身のことについて

③ 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000	380	38.0%

④ 調査結果の見方

- ・基数となるべき実数（n）は、設問に対する回答者数（調査数）です。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足しあわせて100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択枝等の文言を一部簡略化している場合があります。
- ・クロス集計表は、全体の結果と属性ごとの結果との傾向の違いがわかりやすいように、全体より10ポイント以上高いものには濃い網掛け、10ポイント以上低いものには薄い網掛けをしています。
- ・分析軸の項目に「無回答」があるため、全体のnと合計が一致しない場合があります。

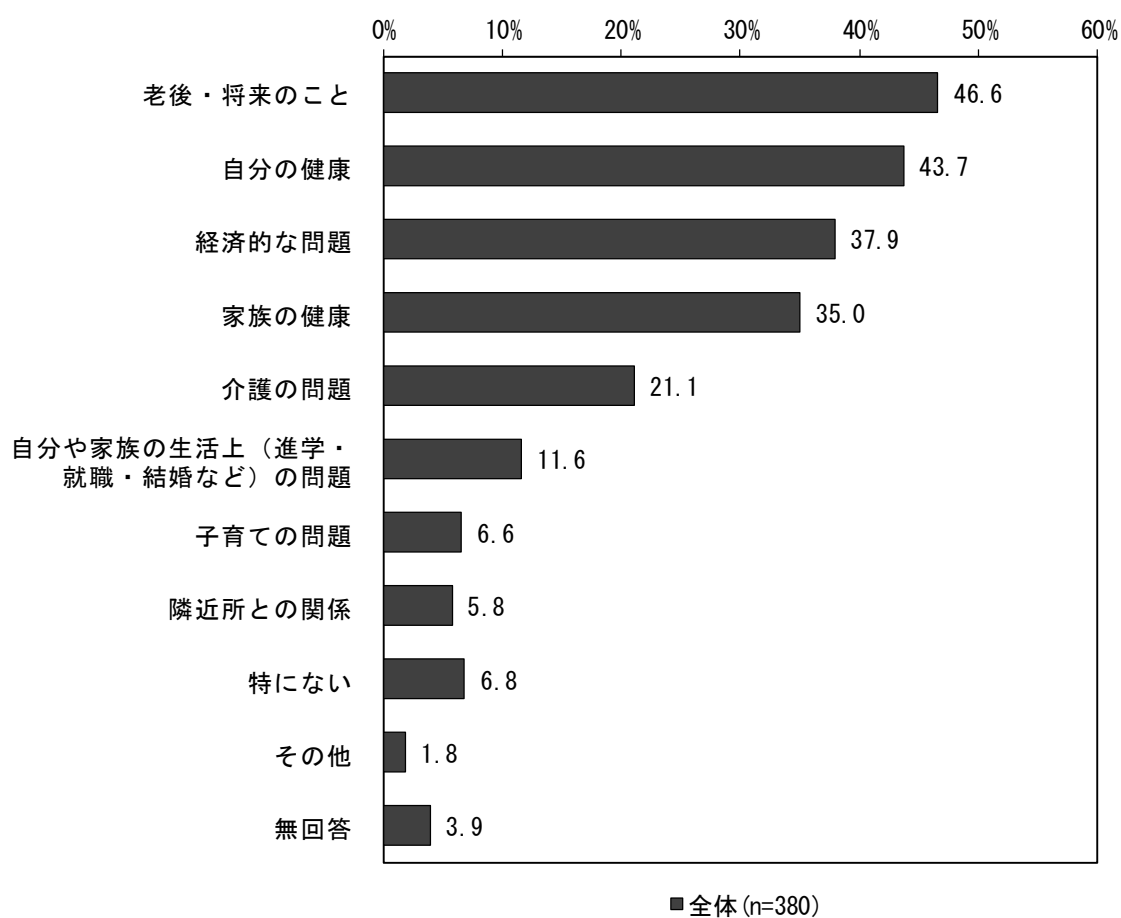
⑤ 主な調査結果（抜粋）

1. 地域での暮らしについて

(1) 毎日の暮らしで感じている悩みや不安

問 あなたは、毎日の暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じていますか。（〇は3つまで）

図表 毎日の暮らしで感じている悩みや不安



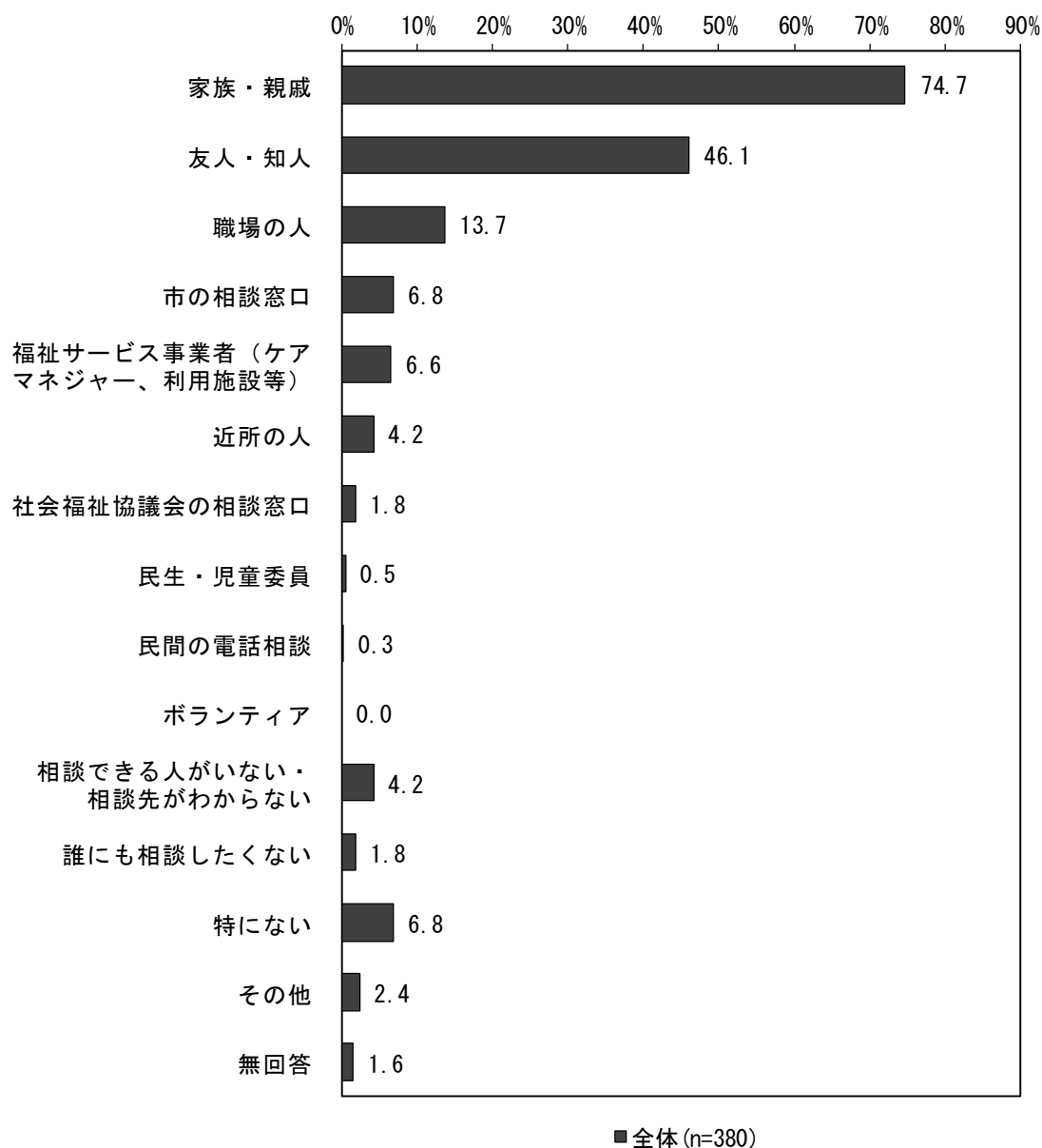
毎日の暮らしで感じている悩みや不安について聞いたところ、「老後・将来のこと」が46.6%と最も高くなっており、「自分の健康」が43.7%と4割を超えています。これに、「経済的な問題」が37.9%、「家族の健康」が35.0%と3割を超えています。

一方で、「特にない」も6.8%見られます。

(2) 悩みや不安の相談相手

問 悩みや不安がある時には、誰に相談していますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 悩みや不安の相談相手



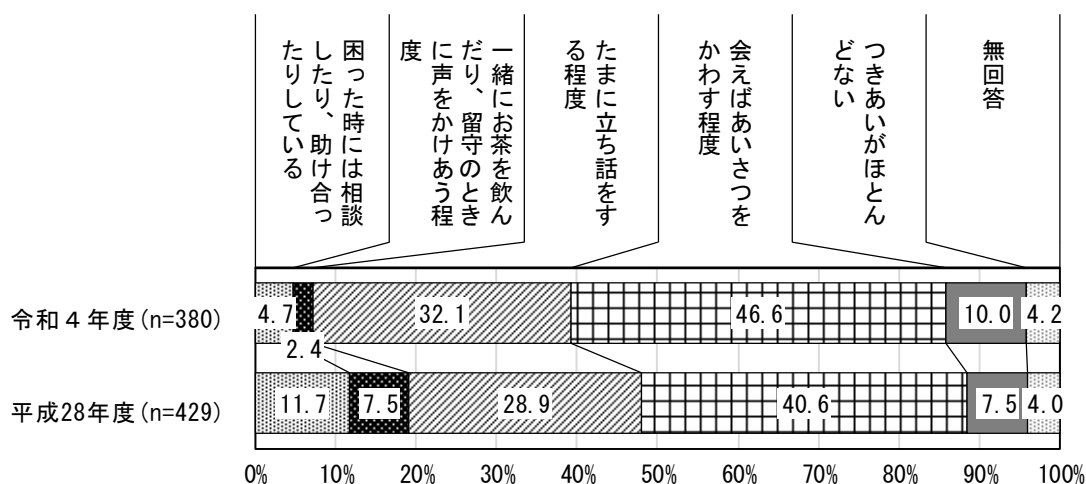
悩みや不安の相談相手について聞いたところ、「家族・親戚」が74.7%と7割を超えて最も高くなっています。これに、「友人・知人」が46.1%と4割を超えて続いています。

一方で、「特にない」も6.8%見られます。

(3) 隣近所とのつきあい方

問 あなたは、日頃、隣近所とどのようなつきあい方をしていますか。(〇はひとつ)

図表 隣近所とのつきあい方（時系列）



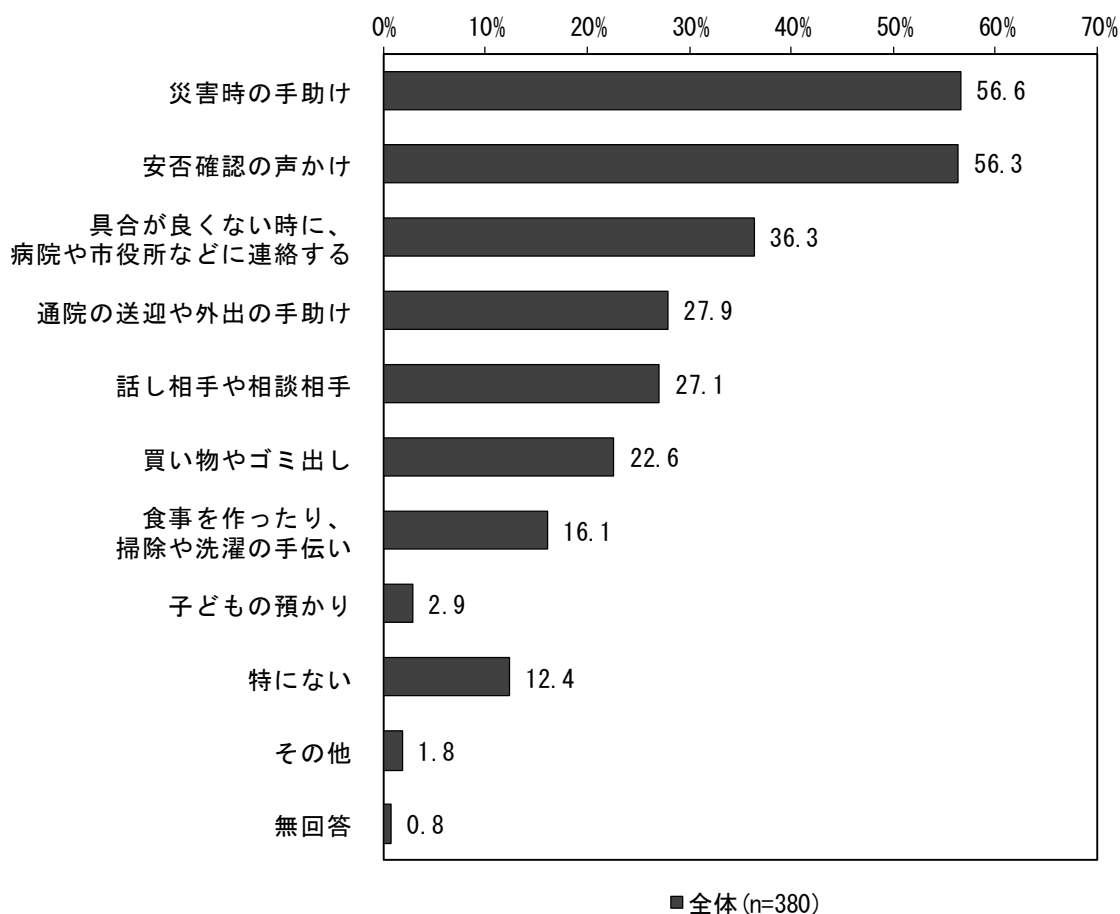
隣近所とのつきあい方について聞いたところ、「会えばあいさつをかわす程度」が46.6%と最も高く、「たまに立ち話をする程度」が32.1%、「つきあいがほとんどない」が10.0%、「困った時には相談したり、助け合ったりしている」が4.7%、「一緒にお茶を飲んだり、留守のときに声をかけあう程度」が2.4%となっています。

隣近所とのつきあい方について時系列で見ると、「会えばあいさつをかわす程度」(46.6%)が平成28年度(40.6%)から6.0ポイント高くなっています。

(4) 日常生活が不自由になったとき地域の人にしてほしいこと

問 あなたが、高齢になったときや、病気や事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人にどのようなことをしてほしいですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 日常生活が不自由になったとき地域の人にしてほしいこと



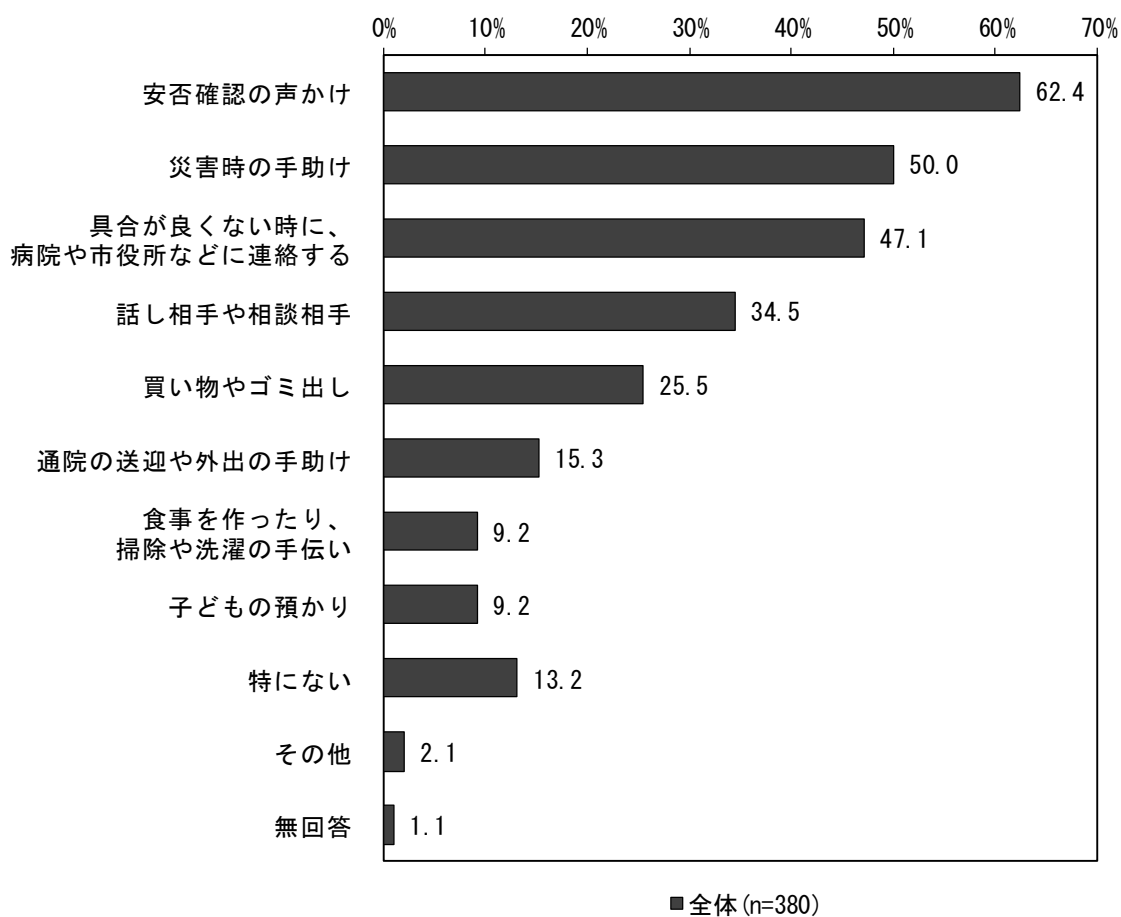
日常生活が不自由になったとき地域の人にしてほしいことについて聞いたところ、「災害時の手助け」が 56.6%と最も高く、「安否確認の声かけ」が 56.3%と 5 割を超えています。これに、「具合が良くない時に、病院や市役所などに連絡する」が 36.3%と 3 割を超えて続いています。

一方で、「特にない」も 12.4%見られます。

(5) 日常生活が不自由になった家庭があったとき自分にできること

問 あなたがお住まいの地域で、日常生活を送るうえで心配な方や、高齢、障害、子育てなどで困っているご家庭があった場合、あなたにできることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 日常生活が不自由になった家庭があったとき自分にできること

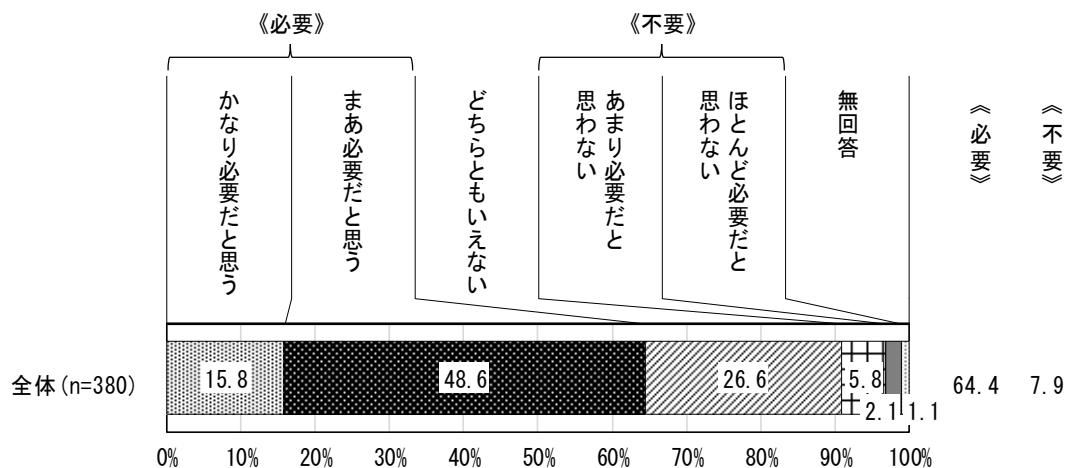


日常生活が不自由になった家庭があったとき自分にできることについて聞いたところ、「安否確認の声かけ」が62.4%と6割を超えて最も高くなっています。これに、「災害時の手助け」が50.0%と5割を超えています。

(6) 住民相互の協力関係の必要性

問 あなたは、地域での生活で生じる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思えますか。(〇はひとつ)

図表 住民相互の協力関係の必要性

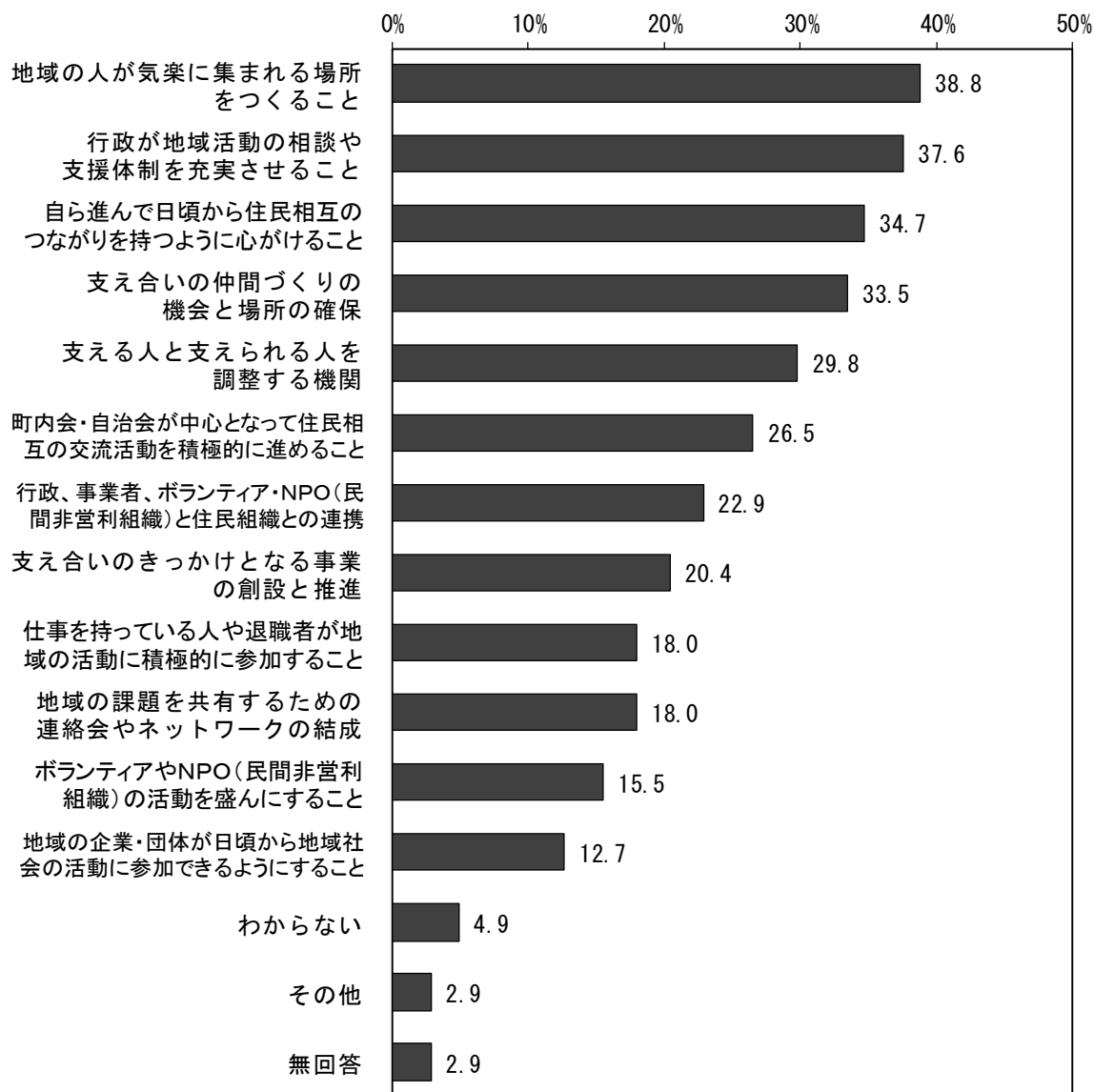


住民相互の協力関係の必要性について聞いたところ、「かなり必要だと思う」と「まあ必要だと思う」を合わせた《必要》が64.4%となっています。一方、「あまり必要だと思わない」と「ほとんど必要だと思わない」を合わせた《不要》が7.9%となっています。

(7) 住民相互の協力関係で必要だと思うこと

問 「かなり必要だと思う」「まあ必要だと思う」に○をつけた方に伺います。
どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 住民相互の協力関係で必要だと思うこと



■全体(n=245)

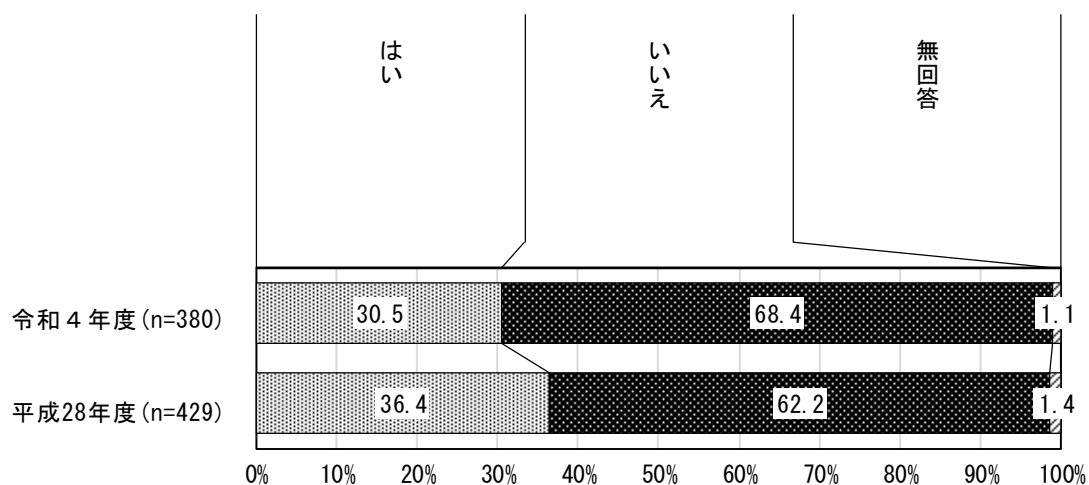
住民相互の協力関係で必要だと思うことについて聞いたところ、「地域の人が気楽に集まれる場所をつくること」が38.8%と最も高く、「行政が地域活動の相談や支援体制を充実させること」が37.6%、「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つように心がけること」が34.7%、「支え合いの仲間づくりの機会と場所の確保」が33.5%と3割を超えて続いています。

2. 地域活動への参加について

(8) 地域活動への参加の有無

問 あなたは、地域の活動に参加していますか。(〇はひとつ)

図表 地域活動への参加の有無 (時系列)



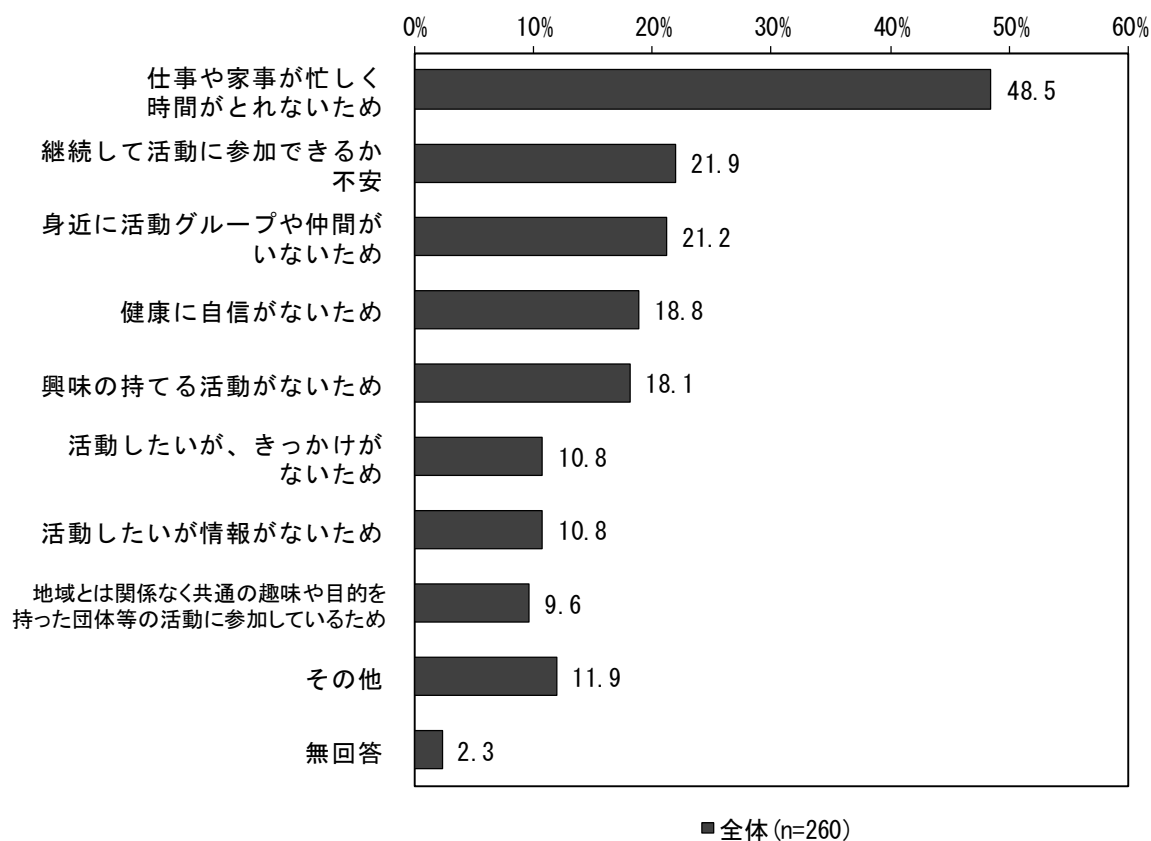
地域活動への参加の有無について聞いたところ、「いいえ」が68.4%、「はい」が30.5%となっています。

地域活動への参加の有無について時系列で見ると、「いいえ」(68.4%)が平成28年度(62.2%)から6.2ポイント高くなっています。

(9) 活動に参加しない理由

問 「いいえ」に○をつけた方に伺います。
地域の活動へ参加しない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 活動に参加しない理由

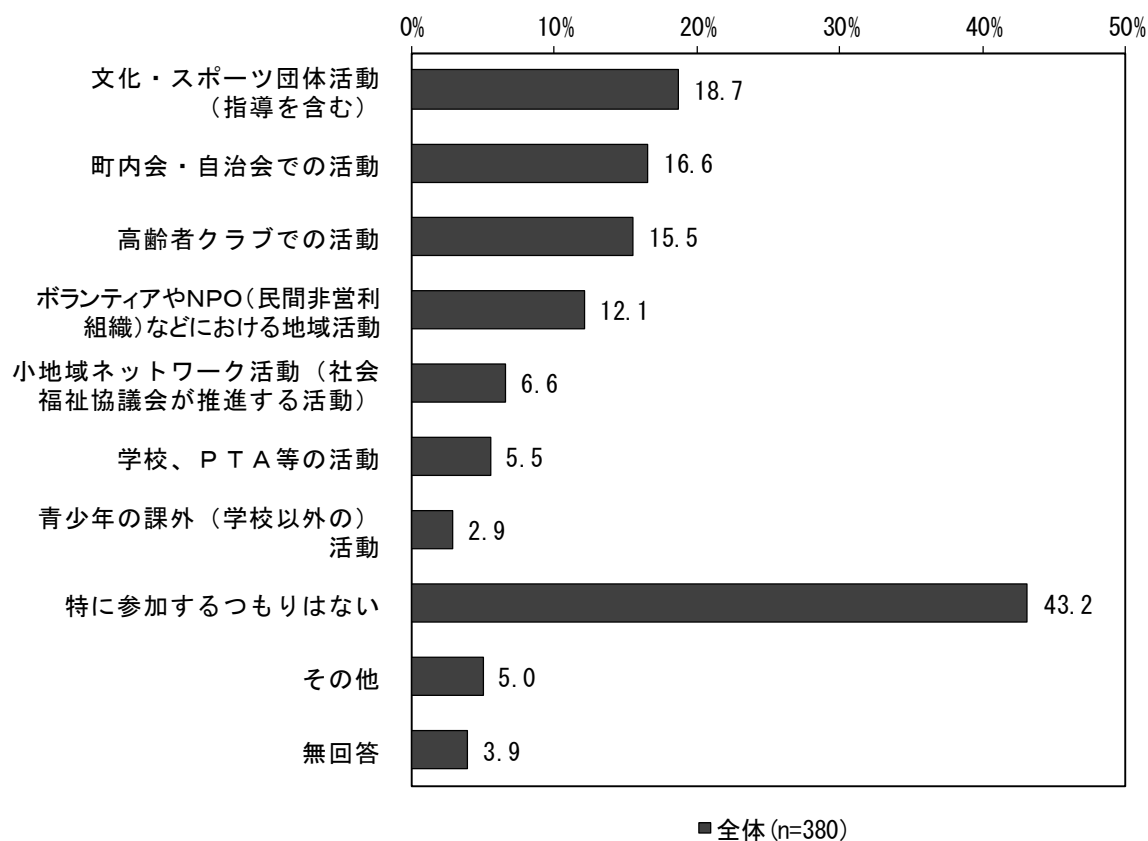


活動に参加しない理由について聞いたところ、「仕事や家事が忙しく時間がとれないため」が48.5%と4割を超えて最も高くなっています。これに、「継続して活動に参加できるか不安」が21.9%、「身近に活動グループや仲間がないため」が21.2%と2割を超えて続いています。

(10) 今後参加したい地域活動

問 あなたが、今後参加したいと思う地域の活動はどれですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 今後参加したい地域活動



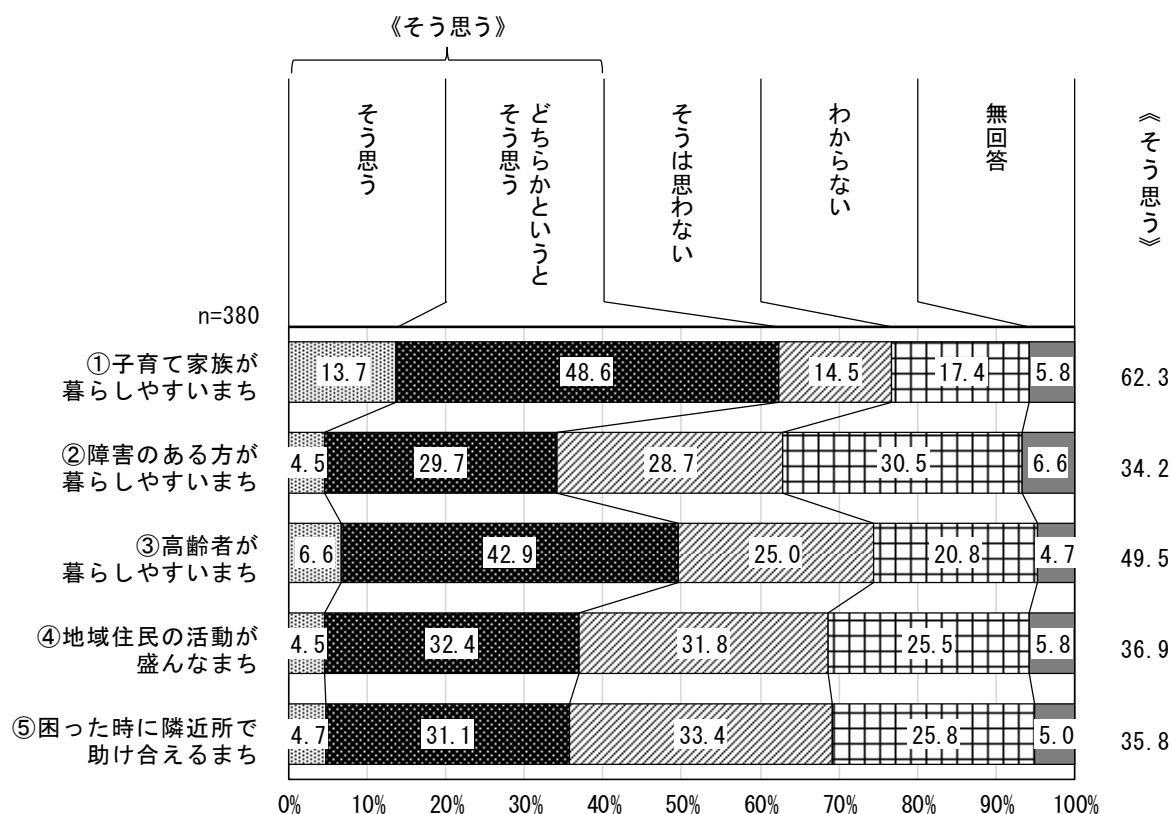
今後参加したい地域活動について聞いたところ、「文化・スポーツ団体活動(指導を含む)」が18.7%、「町内会・自治会での活動」が16.6%、「高齢者クラブでの活動」が15.5%、「ボランティアやNPO(民間非営利組織)などにおける地域活動」が12.1%と1割を超えて続いています。一方で、「特に参加するつもりはない」が43.2%と4割を超えて最も高くなっています。

3. 市の福祉施策や制度・サービスについて

(11) 羽村市の地域福祉に対する印象

問 羽村市について、どのような印象をお持ちですか。(項目ごとに○はひとつ)

図表 羽村市の地域福祉に対する印象

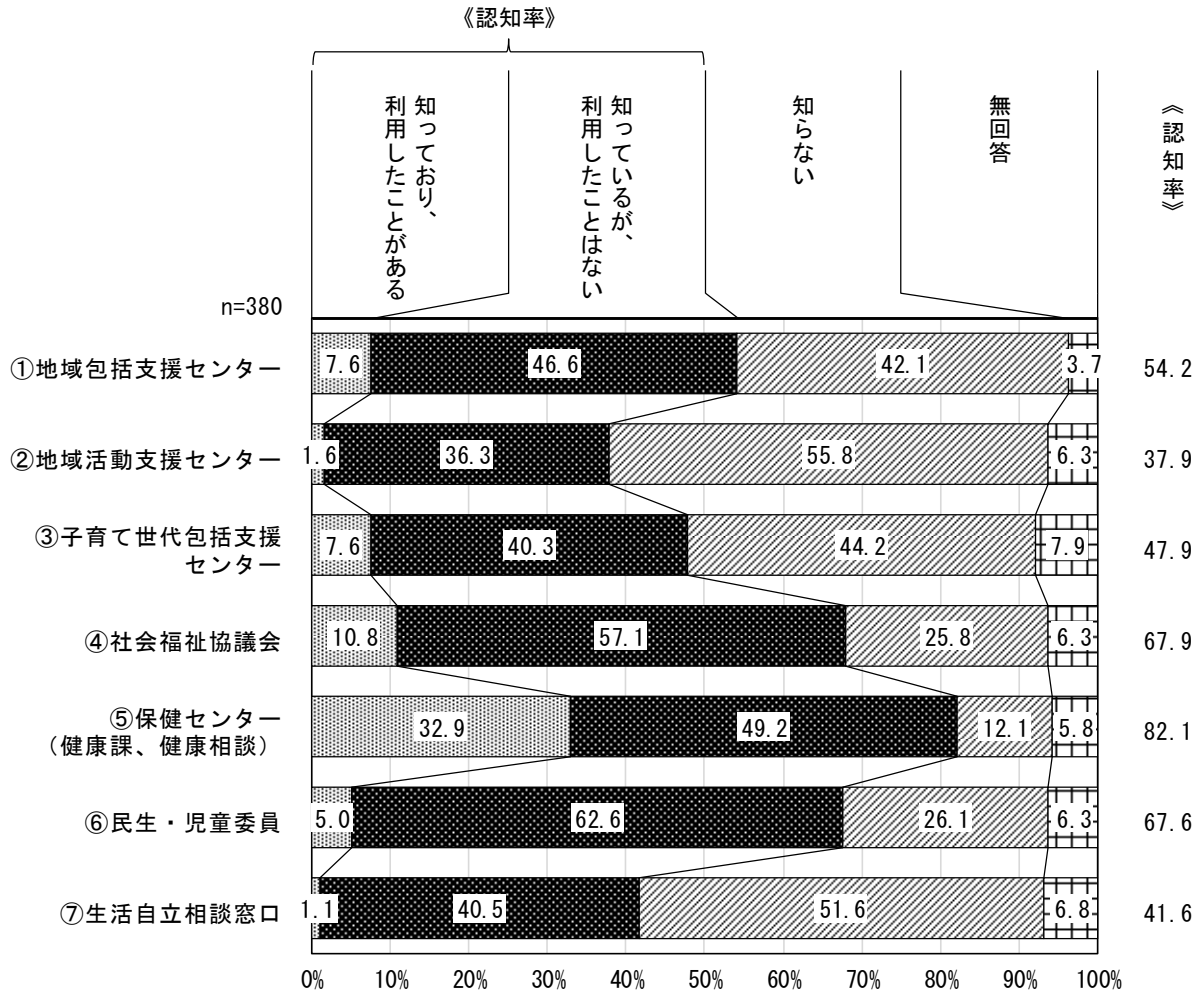


羽村市の地域福祉に対する印象について聞いたところ、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合計した《そう思う》は、【①子育て家族が暮らしやすいまち】が最も高く 62.3%となっています。一方、「そうは思わない」は、【⑤困った時に隣近所で助け合えるまち】が最も高く 33.4%となっています。

(12) 相談窓口や相談機関の認知・利用状況

問 あなたは、羽村市の福祉や保健に関わる次のような相談窓口や相談機関をご存じですか。(項目ごとに○はひとつ)

図表 相談窓口や相談機関の認知・利用状況



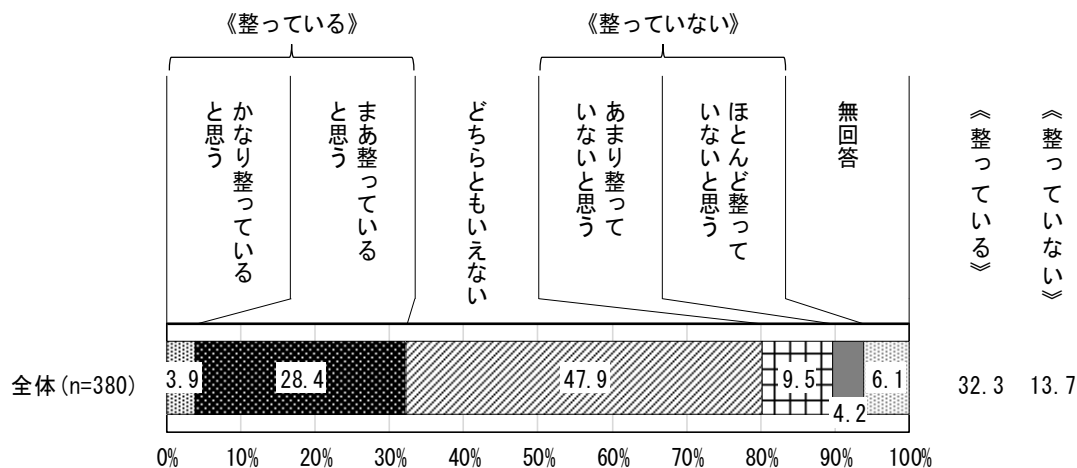
相談窓口や相談機関の認知・利用状況について聞いたところ、「知っており、利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合計した《認知率》は、【⑤保健センター（健康課、健康相談）】が最も高く 82.1%となっています。一方、「知らない」は、【②地域活動支援センター】が最も高く 55.8%、【⑦生活自立相談窓口】が 51.6%と 5 割を超えて続いています。

「知らない」が《認知率》を上回っている項目は、【②地域活動支援センター】と【⑦生活自立相談窓口】の 2 項目となっています。

(13) 福祉サービスが利用しやすい環境整備

問 あなたは、羽村市には福祉サービスが利用しやすい環境が整っていると思いますか。
(○はひとつ)

図表 福祉サービスが利用しやすい環境整備

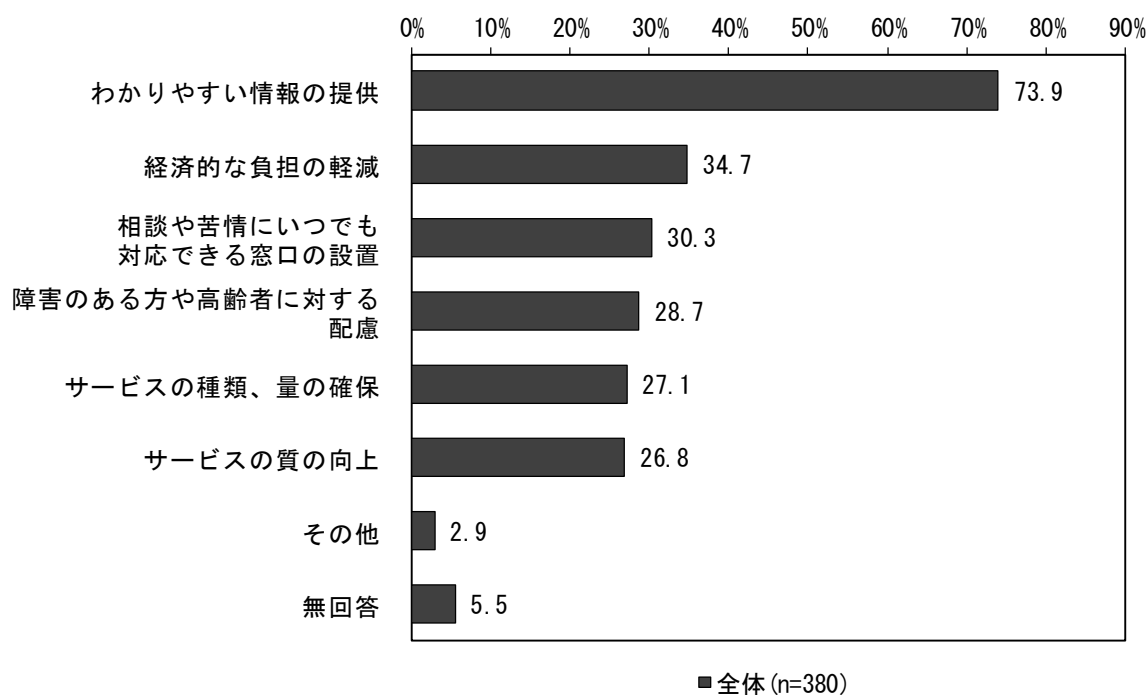


福祉サービスが利用しやすい環境整備について聞いたところ、「かなり整っていると思う」と「まあ整っていると思う」を合わせた《整っている》が32.3%となっています。一方、「あまり整っていないと思う」と「ほとんど整っていないと思う」を合わせた《整っていない》が13.7%となっています。

(14) 利用しやすい環境を整備するために充実すべきこと

問 福祉サービスを利用しやすい環境を整備するため、充実すべきことはどのようなことだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 利用しやすい環境を整備するために充実すべきこと

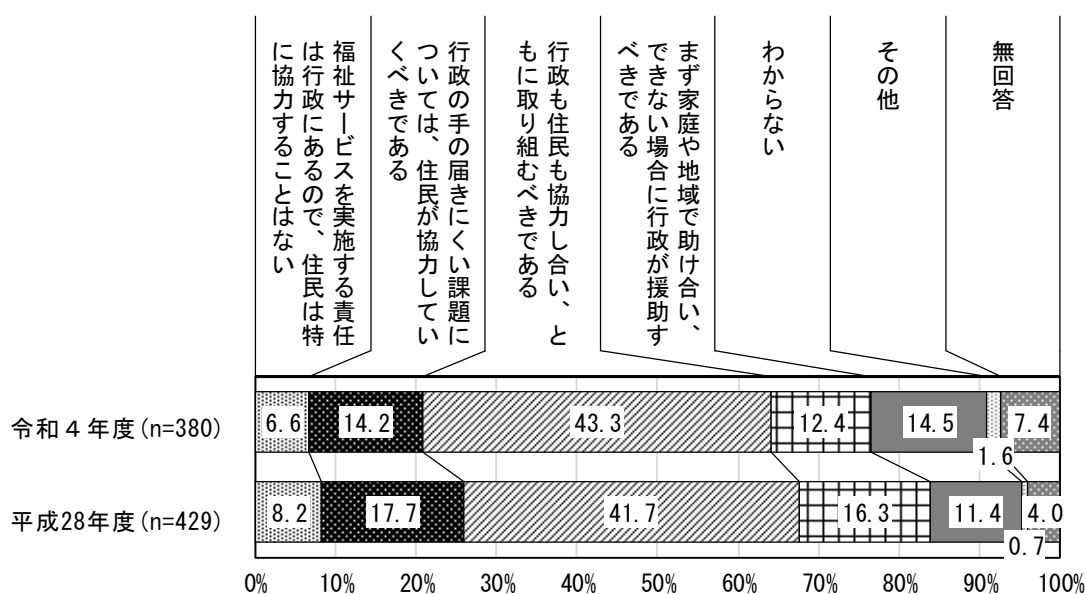


利用しやすい環境を整備するために充実すべきことについて聞いたところ、「わかりやすい情報の提供」が73.9%と7割を超えて最も高くなっています。これに、「経済的な負担の軽減」が34.7%、「相談や苦情にいつでも対応できる窓口の設置」が30.3%と3割を超えて続いています。

(15) 福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係

問 福祉サービスを充実させていくうえで、行政と地域住民の関係について、あなたのお考えに最も近いものを選んでください。(〇はひとつ)

図表 福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係（時系列）



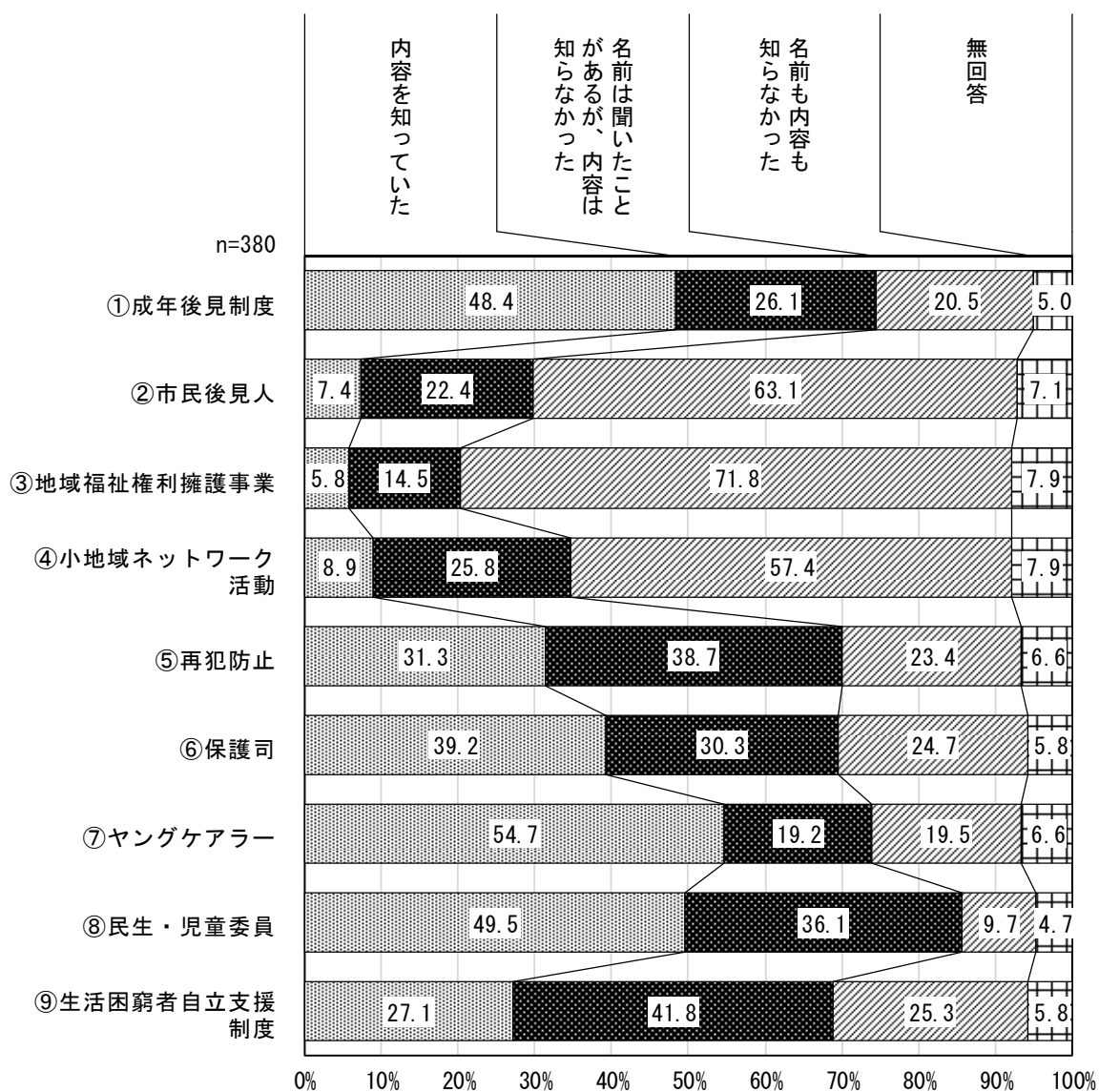
福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係について聞いたところ、「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」が43.3%と最も高く、「行政の手の届きにくい課題については、住民が協力していくべきである」が14.2%、「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」が12.4%、「福祉サービスを実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない」が6.6%となっています。

福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係について時系列で見ると、「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」(43.3%)が平成28年度(41.7%)から1.6ポイント高くなっています。一方で、「福祉サービスを実施する責任は行政にあるので、住民は特に協力することはない」と「行政の手の届きにくい課題については、住民が協力していくべきである」と「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」は平成28年度から低くなっています。

(16) 用語の認知度

問 あなたは、次の用語を知っていますか。(項目ごとに○はひとつ)

図表 用語の認知度



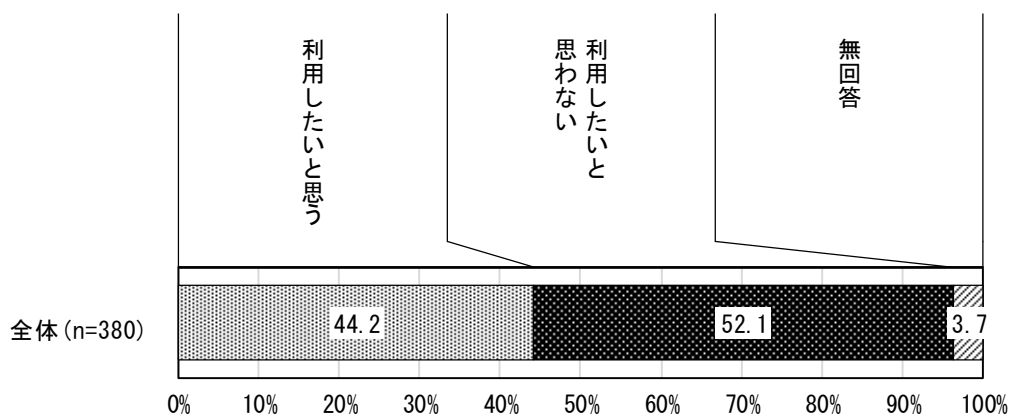
用語の認知度について聞いたところ、「内容を知らなかった」は、【⑦ヤングケアラー】が54.7%と5割を超えて最も高くなっています。一方で、「名前も内容も知らなかった」は【③地域福祉権利擁護事業】が71.8%と7割を超えて最も高くなっています。

「名前も内容も知らなかった」が「内容を知らなかった」を上回っている項目は、【②市民後見人】と【③地域福祉権利擁護事業】と【④小地域ネットワーク活動】の3項目となっています。

(17) 成年後見制度を利用したいか

問 あなたは、金銭管理や財産管理、福祉サービスの利用や医療機関への入院の手続き等を自身で行うのが難しくなったとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。
(○はひとつ)

図表 成年後見制度を利用したいか



成年後見制度を利用したいかについて聞いたところ、「利用したいと思わない」が52.1%、「利用したいと思う」が44.2%となっています。

図表 成年後見制度を利用したいか（属性別）

(単位：%)

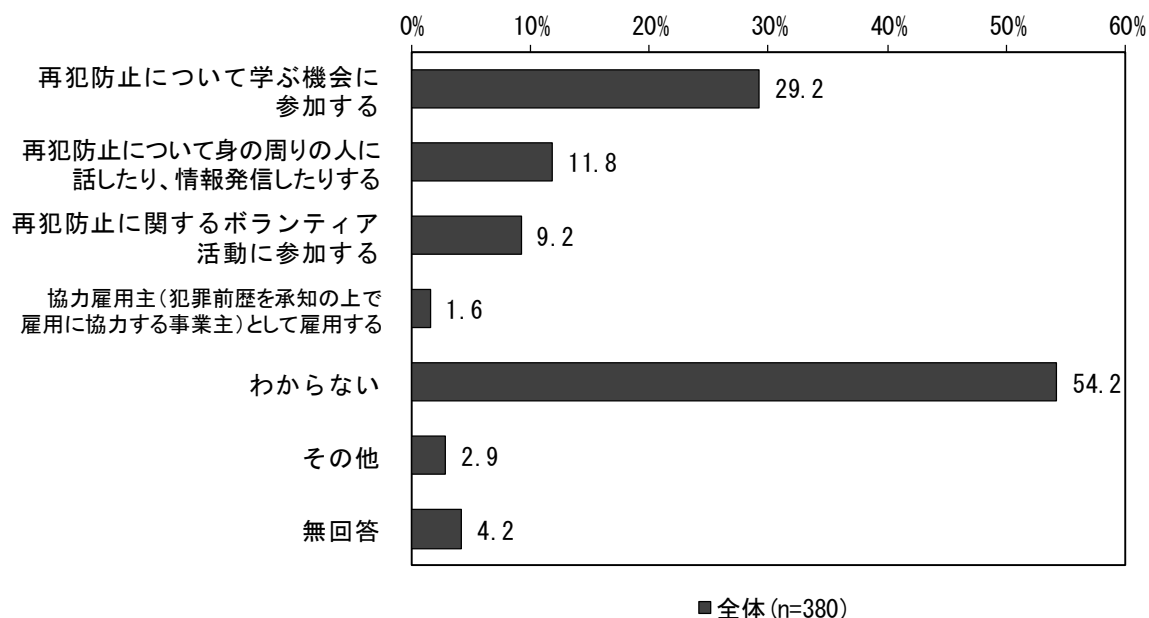
		n	利用したいと思う	利用したいと思わない	無回答
全体		380	44.2	52.1	3.7
年齢	20～39歳	53	58.5	39.6	1.9
	40～54歳	83	44.6	54.2	1.2
	55～64歳	59	54.2	45.8	0.0
	65～74歳	81	44.4	51.9	3.7
	75歳以上	81	32.1	61.7	6.2

年齢で見ると、「利用したいと思う」が「利用したいと思わない」を上回っているのは20～39歳と55～64歳となっています。

(18) 再犯防止の推進に向けて協力できること

問 再犯防止を進めるために、あなたが協力できると思うことをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

図表 再犯防止の推進に向けて協力できること

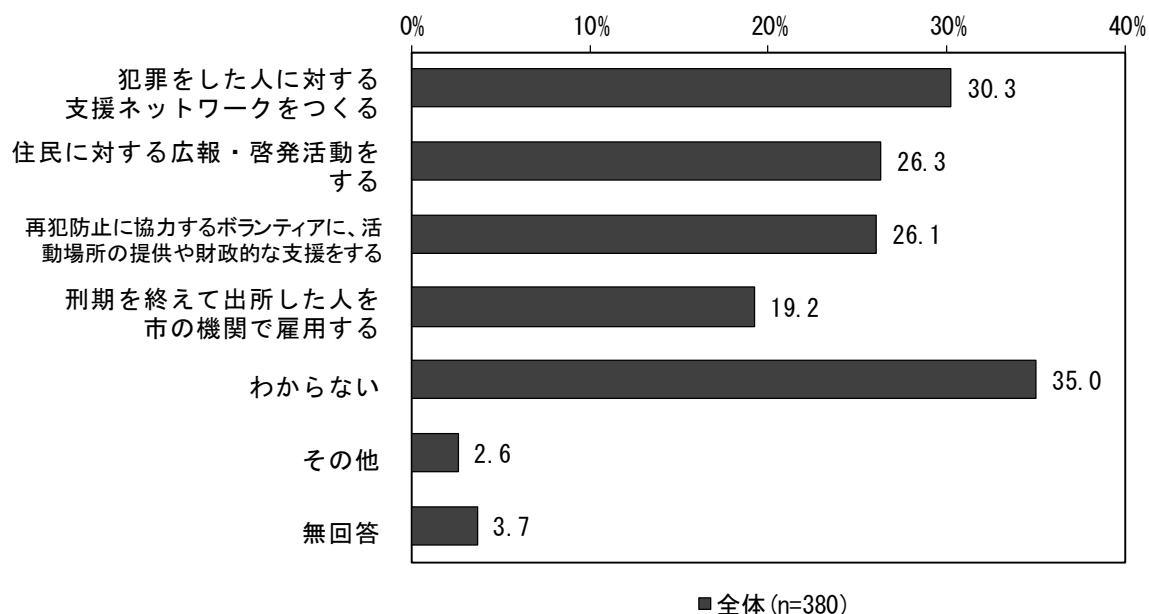


再犯防止の推進に向けて協力できることについて聞いたところ、「再犯防止について学ぶ機会に参加する」が29.2%と2割を超えています。これに、「再犯防止について身の周りの人に話したり、情報発信したりする」が11.8%と1割を超えています。

(19) 再犯防止の推進に向けて市がすべきこと

問 再犯防止を進めるために、市がすべきだと思うことを選びください。(あてはまるものすべてに○)

図表 再犯防止の推進に向けて市がすべきこと

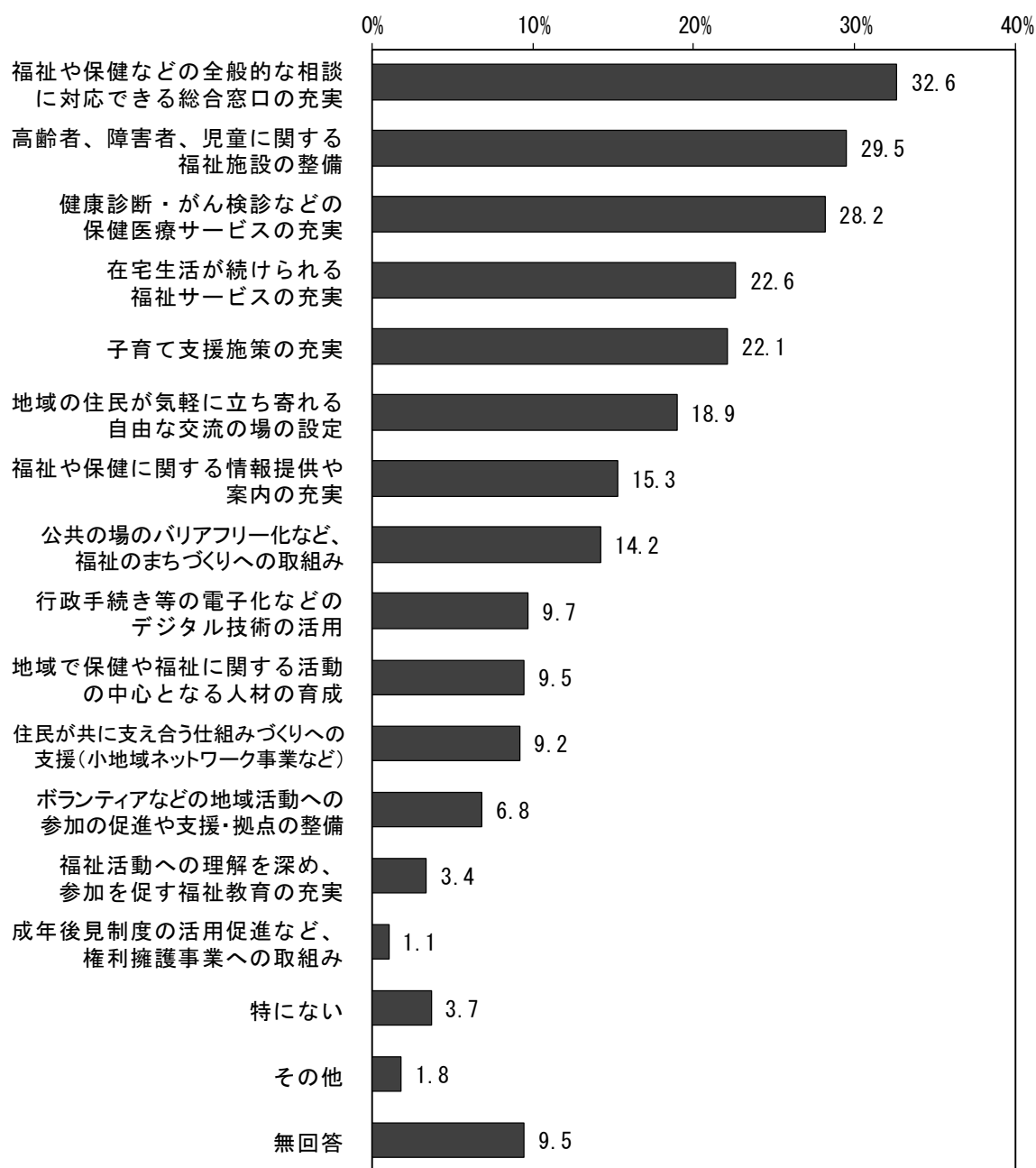


再犯防止の推進に向けて市がすべきことについて聞いたところ、「犯罪をした人に対する支援ネットワークをつくる」が30.3%と3割を超えています。これに、「住民に対する広報・啓発活動をする」が26.3%、「再犯防止に協力するボランティアに、活動場所の提供や財政的な支援をする」が26.1%と2割を超えています。

(20) 今後優先して取り組むべき施策

問 今後、羽村市が取り組むべき福祉施策として、次のうちどれを優先して充実すべきだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 今後優先して取り組むべき施策



■全体 (n=380)

今後優先して取り組むべき施策について聞いたところ、「福祉や保健などの全般的な相談に対応できる総合窓口の充実」が32.6%と3割を超えて最も高くなっています。これに、「高齢者、障害者、児童に関する福祉施設の整備」が29.5%、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」が28.2%、「在宅生活が続けられる福祉サービスの充実」が22.6%、「子育て支援施策の充実」が22.1%と2割を超えて続いています。

4 地域福祉の課題の整理

市の現況やアンケート調査結果などから、本計画を策定するにあたり、地域福祉の課題を以下のとおり整理しました。

① 包括的な支援体制の強化

地域では、個人や世帯が抱える生活課題が複雑化・複合化する中で、高齢、障害、児童等の分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増えています。行政と関係機関の協働による包括的な支援を一体的に行っていく必要があります。

② 安全・安心に暮らすことができる地域づくり

住み慣れた地域で誰もが安全・安心に生活できることが望まれています。日常生活を送る上での支援、移動手段の確保、地域全体での見守り活動などの充実を図ることが必要です。

また、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害のある人などがいます。地域住民と関係者、関係機関との情報共有や避難支援対策に取り組むなど、安全を適切かつ円滑に確保し、地域ぐるみでの防災力の強化を図ることが必要です。

③ 地域福祉活動の支援

支援を必要とする人を地域で支える力の低下が懸念されています。地域の中での助け合い・支え合いの共助の活動を活性化していくことが求められています。市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の地域の多様な主体による地域活動を促進する体制づくりが必要です。

また、少子高齢化や核家族化により地域で支援を必要とする人が増加する一方、地域における福祉活動の担い手不足や担い手の高齢化が進んでいます。地域福祉の担い手の確保につながる施策を充実・強化する必要があります。

④ 地域でのつながりづくり

地域のつながりの希薄化が進んでいます。日頃から身近な人同士で顔の見える関係をつくり、地域のつながりを再構築していくことが必要です。誰もが地域に関心を持てるきっかけや、地域住民や団体同士の交流の機会や地域活動の場をつくり、気軽につながることのできる取組が求められています。

⑤ 福祉意識の醸成

市民の地域福祉への理解・関心、福祉施策等の認知度は十分とは言えない状況にあります。福祉に関する情報提供や意識啓発、福祉教育の充実等により、福祉意識の醸成を図り、地域での助け合い・支え合いや、福祉活動への参加につなげていくことが必要です。

⑥ 情報提供手段の充実

地域福祉が推進されるためには、福祉サービスや相談窓口、地域で活動する各種団体、地域資源等、必要とするあらゆる情報を誰もがスムーズに確実に得られる環境が不可欠です。情報の内容やターゲットとする世代等によって、情報発信の様々な手法を効果的に用いる工夫などにより、様々な情報が必要とする人に的確に伝わるようにすることが必要です。

⑦ 判断能力が十分でない人の権利擁護支援

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが予想され、権利擁護支援への需要が増大すると見込まれます。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活していくため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知、普及を図り、利用しやすい環境を整備することが必要です。

⑧ 犯罪や非行をした人の再犯防止の推進

全国的に犯罪件数が減少する中で、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しています。犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事がない、貧困や病気、身寄りがないなど地域社会で生活する上で様々な問題を抱えている人が多く存在します。そのような人が再び罪を犯すことなく、地域で安定した生活を送るために、更生保護や再犯防止への理解を促進するなど、再犯防止の取組が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

羽村市地域福祉計画では、第四次計画の基本理念として「人間性の尊重」「共に支え合い、共に生きる社会づくり」「生活の質の向上」「市民参加と協働による地域福祉の推進」を、第五次計画の基本理念として「すべての人がいきいきと暮らせる福祉のまちづくり」「共に支えあい、共に生きる『地域共生社会』の実現」「市民参加と協働による地域福祉の推進」を掲げ、福祉のまちづくりを推進してきました。

令和4年2月に策定した「第六次羽村市長期総合計画」では、基本構想に掲げた市の将来像「まちに広がる笑顔と活気 もっと！くらしやすいまち はむら」の実現に向け、市と市民・事業者が横断的な視点を持って取り組むまちづくりの方向性として、5つのコンセプトを掲げています。

本市の地域福祉計画におけるこれまでの考え方や長期総合計画の方向性等を踏まえ、第六次羽村市地域福祉計画では、地域福祉を推進するための基本理念を次のように定めます。

**みんながつながり 認め合い 支え合い
共に創る福祉のまち**

市民一人一人が、地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるように、多様性を認め合い、市民や地域の様々な主体が参画し、つながり、助け合い、支え合いながら、地域を共に創っていく社会を目指します。

2 計画の基本目標

基本理念のもと、本計画を推進していくために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 包括的な支援のしくみづくり

地域に住む全ての人自立した生活を送ることができるよう、行政や関係機関が連携した相談支援体制を整えます。複合化・複雑化した課題、制度の狭間にある課題等にも対応するため、保健、医療、福祉及び教育などの分野を横断し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した重層的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

基本目標2 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

子どもから高齢者まで誰もが、福祉サービスが必要となった時に必要なサービスを選択し、適切に利用できるよう、提供する福祉サービス情報の公表、客観的な事業者評価などを行います。関係機関の連携などを図り、利用者が福祉サービスを安心して受けられる環境づくりを進めます。

基本目標3 助け合い、支え合いのしくみづくり

地域において市民等が相互に助け合い、支え合うことができるよう、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の地域福祉の担い手が、つながり、連携できるしくみづくりを進めます。市民の福祉意識を醸成するため、福祉に関する情報提供や意識啓発、福祉教育の充実を図るとともに、地域の福祉人材の育成を図ります。

基本目標4 地域で安心して暮らせる体制づくり

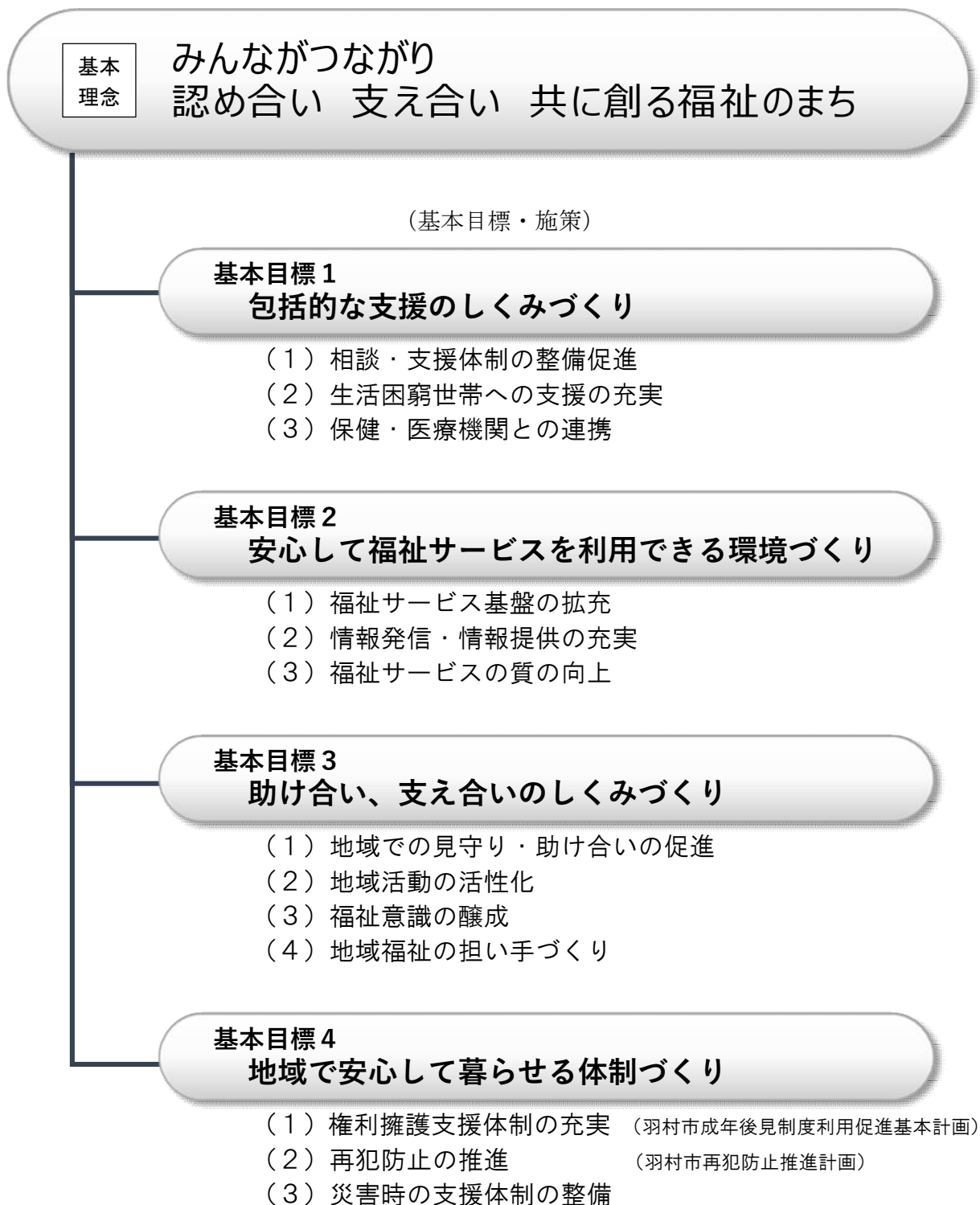
誰もが地域で安心して暮らし、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、支援を必要とする人の情報の把握、災害時の支援体制づくりを推進します。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用支援や、虐待防止・防犯等のためのネットワークの確立や連携の強化、再犯防止に向けた適切な支援に取り組みます。

第4章 施策の体系と具体的な展開

1 施策の体系

本計画では、基本理念を実現するため、次の施策体系で取り組みます。

<施策の体系>



2 施策の具体的な展開

基本目標 1 包括的な支援のしくみづくり

地域に住む全ての人々が自立した生活を送ることができるよう、行政や関係機関が連携した相談支援体制を整えます。複合化・複雑化した課題、制度の狭間にある課題等にも対応するため、保健、医療、福祉及び教育などの分野を横断し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した重層的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

(1) 相談・支援体制の整備促進

複雑化・多様化する地域の課題に対応していくために、相談・支援体制の整備を進めます。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①重層的支援体制整備に向けた取組の推進	包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、それを支えるためのアウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働による支援について、それぞれが連携し、一体的に実施できるよう、整備に向けた取組を進めます。	社会福祉課
②相談・支援体制の推進	市全体の相談窓口となる市民相談室において、市民の日常生活上での悩みなどについての相談に応じます。各課の窓口との連携を図るとともに、専門的な内容については、各種専門相談へとつなぎます。	秘書広報課
	庁内の関係部署間における連携や、東京都ひきこもりサポートネット等の関係機関との連携により、ひきこもり等の問題を抱える人やその家族の支援に努めます。	社会福祉課 子育て支援課

	<p>地域活動支援センターを中心に、障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。</p> <p>また、障害のある人の就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターにおいて、就労面と生活面を一体的に支援します。</p>	障害福祉課
	<p>障害のある子ども及びその保護者が、身近な地域で安心して生活できるよう、子どもの成長段階や障害特性に応じたきめ細やかな相談対応等の適切な支援を行います。</p>	<p>障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課</p>
	<p>在宅で生活する要介護高齢者等を支援するため、地域包括支援センターによる総合相談、情報提供を行います。</p>	高齢福祉介護課
	<p>保健師や管理栄養士による身体やこころの健康に関する相談を実施します。</p>	健康課
	<p>妊娠、出産期から子育て期までの様々な相談や、関係機関との連携を行うことで、切れ目のない支援を実現します。</p> <p>また、養育困難な家庭の支援や、発達支援の必要な子どもに関する相談支援を実施します。多言語通訳（手話通訳）タブレットを活用し、外国籍や聴覚障害の方の相談支援の充実を図ります。</p>	子育て相談課
	<p>保健・医療・福祉・教育分野の様々な支援者が、ヤングケアラーについての認識を向上させ、関係機関と連携した支援につなげられるよう、必要な取組を行います。</p>	子育て相談課
	<p>臨床心理士など心理に関する専門的知識と資格を有する相談員により、保護者が抱える子育てや発達、就学等についての悩みごとや、児童・生徒自身の相談に応じ、適切な支援に向けた相談を行います。</p>	<p>子育て相談課 教育支援課 教育相談室</p>
③ケアマネジメント事業者の参入促進と質の向上	<p>障害のある人にサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業者の事業者指定を実施するとともに、連絡会等を通して事業者の質の向上を図ります。</p>	障害福祉課
	<p>介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する助言・指導を行うとともに、ネットワーク化を図ります。</p>	高齢福祉介護課

(2) 生活困窮世帯への支援の充実

地域や関係機関との連携のもと、生活困窮世帯の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①生活困窮者自立支援制度に基づく事業の実施	生活困窮等に関する包括的相談支援である自立相談支援事業をはじめ、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業の効果的な実施に努めるとともに、ニーズに応じた事業の実施を検討していきます。	社会福祉課
②ひとり親家庭の支援	ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題の解決に向けて、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業や、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業等、個々の状況に応じた適切な支援を行います。	子育て相談課
③NPO 法人等の活動支援と情報提供	フードバンク団体との連携により、生活に困窮している方への食糧支援に取り組むとともに、ごみの排出抑制や資源の有効活用などのフードロス対策に取り組みます。	生活環境課 社会福祉課
	市内で運営されている子ども食堂の開催日等の周知を行うことや運営事業者間の情報交換等の機会の提供などの支援を行います。	子育て支援課

(3) 保健・医療機関との連携

適切な医療の提供ができるよう、保健・医療機関や医師会との連携を深めていきます。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①公立福生病院の運営支援	公立福生病院と地域の医療機関等が連携し、医療が適切に提供できるよう、運営を支援します。	健康課
②平日夜間診療の確保	平日の夜間における急な発熱や、体調がすぐれない場合などに、近隣で治療を受けることができるよう、医療機関と連携を図りながら平日夜間診療の機会を確保します。	健康課
③各種健診やがん検診の実施	疾病の早期発見・早期治療を行い、地域で自立した生活が送れるよう、市医師会や協力医療機関と連携し、健（検）診を実施します。	健康課

基本目標 2 安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

子どもから高齢者まで誰もが、福祉サービスが必要となった時に必要なサービスを選択し、適切に利用できるよう、提供する福祉サービス情報の公表、客観的な事業者評価などを行います。関係機関の連携などを図り、利用者が福祉サービスを安心して受けられる環境づくりを進めます。

(1) 福祉サービス基盤の拡充

身近な地域で、自立した生活に必要な福祉サービス等が総合的かつ適切に利用できるよう、サービス提供基盤の整備の拡充を進めます。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①福祉サービスの提供	障害のある人が地域で自立し、安心して生活できるよう、地域の支援機関や事業所と連携し、多様なサービスを提供できる支援体制の充実を図ります。	障害福祉課
	高齢者が安心して暮らし続けられるよう、市民・団体・事業者と連携し、多様なサービスを提供できる支援体制の充実を図ります。	高齢福祉介護課
	保護者の多様な就労形態やニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実を図ります。	子育て支援課 子育て相談課
②事業者への情報提供	障害福祉サービス等提供事業者に対して、情報提供を行います。	障害福祉課
	介護サービス事業者に対して、市が必要とするサービスの情報提供を行います。	高齢福祉介護課
	既存の幼稚園、保育園等の安定的な運営をサポートするため、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。	子育て支援課
③地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、市民、医療機関、介護サービス事業者、民間事業者等と連携・協力して、様々な事業を実施します。	高齢福祉介護課

(2) 情報発信・情報提供の充実

情報を必要とする方に、適切かつ理解しやすい形で情報を届けられるよう、情報発信・情報提供の充実を図ります。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①多様な手段による情報提供	各種サービス等について、市広報紙、市公式サイト、SNS、ガイドブック、パンフレット、しおり等の多様な手段により、子どもや子育て家庭、障害のある人、高齢者、外国人等へのわかりやすい情報提供に努めます。	秘書広報課 防災安全課 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉介護課 子育て支援課 子育て相談課
②介護サービス情報の公表制度の推進	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、事業者へ「介護サービス情報の公表」制度の活用を促し、利用者への周知を図ります。	高齢福祉介護課

(3) 福祉サービスの質の向上

適正でより良いサービスが提供されるよう、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①事業者への適切な助言・指導等の実施	事業者の適正な運営を確保し、福祉サービスが適切に提供されるよう、各課と連携し、事業者に対する助言・指導等を行います。	社会福祉課
	必要に応じて障害福祉サービス事業者に対する助言・指導等を行います。	障害福祉課
	要介護高齢者等から寄せられる苦情や相談等に対し、必要に応じて介護サービス事業者に対する助言・指導等を行うとともに、保険者での解決が困難な場合は、東京都国民健康保険団体連合会へつなげます。	高齢福祉介護課
	東京都と連携し、必要に応じて保育事業者等に対する助言・指導等を行います。	子育て支援課
②福祉サービス第三者評価制度の推進	障害福祉サービス事業者に対して、第三者評価の受審を促します。	障害福祉課
	介護サービス事業者等に対して、第三者評価の受審を促します。	高齢福祉介護課
	認可保育園、認定こども園、認証保育所における第三者評価の受審を促します。	子育て支援課

基本目標 3 助け合い、支え合いのしくみづくり

地域において市民等が相互に助け合い、支え合うことができるよう、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、社会福祉法人、民間企業等の地域福祉の担い手が、つながり、連携できるしくみづくりを進めます。市民の福祉意識を醸成するため、福祉に関する情報提供や意識啓発、福祉教育の充実を図るとともに、地域の福祉人材の育成を図ります。

(1) 地域での見守り・助け合いの促進

地域全体で高齢者、障害のある人、子ども等を見守り、互いに助け合っていくことができるよう、活動を促進します。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①見守り活動の推進	民生・児童委員、友愛訪問員、高齢者クラブ、配達業務事業者等により、ひとり暮らし高齢者などの見守り活動を推進します。	社会福祉課 高齢福祉介護課
	社会福祉協議会への支援を通じて、小地域ネットワーク活動やボランティア活動などの見守り活動を推進します。	社会福祉課
	地域の支援機関や事業所と連携し、相談支援や見守りを行います。	障害福祉課
	子ども家庭支援センターと主任児童委員及び民生・児童委員、スクールソーシャルワーカーが連携し、地域における子育てに支援を要する家庭等を見守り活動や支援を行います。	社会福祉課 子育て相談課 教育相談室

(2) 地域活動の活性化

市民一人一人が様々な機会や活動を通じて交流し、つながりを広げられるよう、地域での活動の活性化を図ります。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①市民活動の促進	市民活動団体の活動支援やNPO法人の設立支援を行います。また、市民の地域活動への参加を促すため、市民活動講座の実施、情報提供を行います。	地域振興課
②市民提案型協働事業の推進	市民活動団体の特性を活かした提案を募集し、市民活動団体と市が協働で事業を実施します。	地域振興課
③市民活動団体連携協議会の運営支援	市民活動団体やNPO法人、事業所等が連携して行う市民活動などを促進していくため、関係団体による「市民活動団体連携協議会」の運営を支援します。 また、多様な手法による交流の場を創出していくための事業等を企画し、地域の人々のつながりづくりに取り組みます。	地域振興課
④町内会・自治会活動等への支援	町内会・自治会が行う各種活動（コミュニティ事業、遊び場の管理、町内会連合会の事業等）を支援するとともに、市が実施する行事等において、町内会・自治会の活動内容や必要性を啓発し、会員の退会防止・加入促進を支援します。	地域振興課
⑤仲間づくり、サークル活動等への支援	社会福祉協議会が行うボランティア講座や団体への情報提供の充実に向け、支援します。	社会福祉課
	市民活動団体や社会教育関係団体等の活動情報をまとめたガイドブックを作成し、市民への周知と団体の活発な活動への支援を図ります。	地域振興課 生涯学習推進課 スポーツ推進課
⑥高齢者クラブ活動への支援	清掃活動や友愛活動、介護予防事業等、高齢者クラブの自主的な活動が推進されるよう支援します。	高齢福祉介護課

⑦介護予防自主グループ活動への支援	地域で介護予防体操を行う自主グループについて、活動を支援します。	高齢福祉介護課
⑧ボランティア活動の推進	社会福祉協議会への支援を通じて、福祉ボランティア活動の推進を図ります。	社会福祉課
⑨小地域ネットワーク活動の推進	社会福祉協議会への支援を通じて、小地域ネットワーク活動の推進を図ります。	社会福祉課

(3) 福祉意識の醸成

共生社会の実現に向けて、多様性を認め合う意識づくり、支え合いの意識づくりを進めます。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①啓発活動の推進	子どもや子育て家庭、障害のある人、高齢者、外国人等への理解を深め、誰もが地域で共に暮らしやすい社会となるよう、様々な機会を捉えて福祉等に関する啓発活動を推進します。	地域振興課 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉介護課 子育て支援課 子育て相談課
②講演会、講座等の開催	各種講座を開催する社会福祉協議会の活動を支援します。	社会福祉課
	障害のある人に対する理解を深めるため、有識者や障害のある人、その家族による講演会等を実施します。	障害福祉課
	高齢者の生きがいづくりのために、各種講座等の充実を図ります。	高齢福祉介護課
	健康づくりに関する講座等の充実を図ります。また、健康づくり推進員等との連携により、健康づくりと意識啓発を図るイベント等を開催します。	健康課
	ひきこもり等の問題を抱える若者やその家族を支援するため、ひきこもりに関する講演会等を実施します。	子育て支援課
	子育てに関する悩みや不安を軽減し、親の子育て力を向上させるための講座、発達障害に関する啓発講演会等の充実を図ります。	子育て相談課
③福祉教育の推進	市内の小・中学校で福祉教育を推進するため、総合的な学習の時間等の学習を通じて、福祉についての理解を深めます。	学校教育課
	講演会、講座等の開催において、福祉教育の視点を取り入れた事業を検討し、多くの人が参加できる機会の創出に努めます。	生涯学習推進課

(4) 地域福祉の担い手づくり

地域福祉の担い手を確保できる体制の整備、人材の育成に努めます。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①地域活動参加の機会づくりとボランティアの育成	ボランティアの質を高め、ボランティア活動が積極的に行えるよう、各種市民ボランティアの養成講座等を実施します。	地域振興課 社会福祉課
	地域の人材の中から、介護予防の知識や情報を伝える介護予防リーダーを育成します。	高齢福祉介護課
	子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支え、地域の子育て力の向上を図るため、子育てボランティアを子育てに関わる事業等に活用します。	子育て相談課
	定年退職者向けの市民講座等の充実を図ります。	生涯学習推進課
②地域のリーダーの育成	市民活動講座等の実施により、リーダーの育成を図ります。	地域振興課
	住民主体の通いの場等、地域における自発的な介護予防活動を担うことができる人材の育成を図ります。	高齢福祉介護課
③民生・児童委員活動の推進	地域福祉の「要」となる民生・児童委員について、人員確保、研修による資質の向上などの支援を行い、民生・児童委員の訪問活動、各種相談などの地域に根ざした福祉活動を推進していきます。	社会福祉課
④友愛訪問員活動の推進	ひとり暮らし高齢者等への定期的な訪問活動を行う友愛訪問員について、体制や活動内容の充実を検討し、活動を推進していきます。	高齢福祉介護課
⑤ゲートキーパー養成講座の実施	身近な人の悩みに寄り添える人材の育成を図るため、市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	健康課

<p>⑥介護サービス事業所 向け人材育成の支援</p>	<p>介護サービス事業所が安定的に運営できるよう、人材育成につながる介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修に関する経費の一部を助成します。</p>	<p>高齢福祉介護課</p>
---------------------------------	---	----------------

基本目標 4 地域で安心して暮らせる体制づくり

誰もが地域で安心して暮らし、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、支援を必要とする人の情報の把握、災害時の支援体制づくりを推進します。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用支援や、虐待防止・防犯等のためのネットワークの確立や連携の強化、再犯防止に向けた適切な支援に取り組めます。

(1) 権利擁護支援体制の充実 (羽村市成年後見制度利用促進基本計画)

権利擁護支援を必要とする人が、適切にサービスを受けられるよう、体制を整備するとともに、制度の周知と利用促進を図ります。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①福祉サービス総合支援事業の実施	高齢者や障害のある人等の福祉サービス利用援助や苦情対応、専門相談などの事業を、社会福祉協議会への委託により実施します。 また、福祉サービス総合支援事業の利用が促進されるよう、広報などにより市民に周知します。	社会福祉課
②成年後見制度の周知・啓発	成年後見制度の理解を促進するため、市民に対する制度や相談体制などの周知と啓発を推進します。 また、社会福祉協議会が実施する成年後見制度講演会等の支援を行います。	社会福祉課
③成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用促進のため、制度説明や審判申立ての案内などの相談支援を行います。 また、市長申立てを実施し、経済的な理由により申立費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な方には、その費用の助成を行います。	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉介護課 健康課

④成年後見制度推進機関の運営	社会福祉協議会において成年後見制度利用支援機関（成年後見制度推進機関）を運営し、成年後見制度の相談、申立方法の案内や専門機関の紹介など、成年後見制度の利用者支援の取組を促進します。	社会福祉課
⑤地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備に向けた検討	地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワーク及びその核となる中核機関等について、設置や体制整備に関する検討を進めます。	社会福祉課
⑥虐待防止対策の推進	障害のある人への虐待の未然の防止及び早期発見、通報・届出に関する迅速・適切な対応に努めるとともに、虐待防止に関する啓発に努めます。	障害福祉課
	地域や関連機関との連携体制づくりを進め、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図ります。専門家や関連機関で組織する「高齢者虐待防止連絡会議」において情報交換や普及啓発に関する話し合いを行います。また、高齢者虐待の予防を目的として講演会や市広報紙等による普及啓発を行います。	高齢福祉介護課
	要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等に関する関係機関の連携強化及びネットワーク化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。 配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）については、東京都や民間機関等と連携しながら、被害者の保護と自立に必要な支援を行います。	子育て相談課
	児童虐待について、日頃の児童・生徒の言動や身体の変化等から気になることがあれば、関係機関と共有し、虐待が疑われる場合は、子ども家庭支援センターや児童相談所と連携して対応します。 教員等研修や人権教育推進委員会の取組を通じて、児童虐待の早期発見と適切な対応に努めます。	学校教育課 教育相談室

<p>⑦消費者被害の防止</p>	<p>高齢者や障害のある人に対する消費生活トラブルを防止するため、手口や被害の状況等の情報の提供、消費生活相談の実施、関係機関等との連携、出前講座の実施、消費者展・消費生活センター広報紙・市広報紙等での注意喚起・啓発を行います。</p>	<p>地域振興課 障害福祉課 高齢福祉介護課</p>
------------------	--	------------------------------------

(2) 再犯防止の推進 (羽村市再犯防止推進計画)

犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく暮らしていくことができるよう、必要に応じた適切な支援を提供し、再犯防止を推進します。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①就労に向けた支援	就労に向けて、犯罪をした人等の状況に応じて、生活保護受給者等就労自立促進事業、障害者就労支援センター、生活困窮者自立支援制度における就労支援等の制度利用に適切につなげます。	社会福祉課 障害福祉課
②住居確保に向けた支援	住居確保に向けて、犯罪をした人等の状況に応じて、公営住宅の利用、生活困窮者自立支援制度に基づく各制度や生活保護制度の利用も検討しながら、適切な相談先や支援につなげます。	社会福祉課
③保健医療・福祉サービスの利用支援	犯罪をした人等のうち、高齢者や障害のある人、薬物等の依存症者等が必要とする保健医療・福祉サービスにつながるよう、地域包括支援センターや地域活動支援センターなどによる相談及び権利擁護の支援、保健所等の関係機関との連携、東京都地域生活定着支援センター等の情報提供を行います。	障害福祉課 高齢福祉介護課 健康課
④関係機関への支援と連携強化	保護司会や更生保護女性会等の更生保護活動に対する支援を行うとともに、連携を強化していきます。	社会福祉課
⑤再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	保護司会と連携し、犯罪と非行の防止と、犯罪をした人等の社会復帰を支援することの重要性について、地域の理解を深めることを目的として、「社会を明るくする運動」をはじめとした広報・啓発活動を推進します	社会福祉課

<p>⑥児童・生徒の非行の未然防止</p>	<p>市立小・中学校にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、学校等と連携して、児童・生徒及び保護者が抱える様々な悩みや不安、問題の解決に向け、環境への働きかけや関連機関との調整等を図るとともに、心理的なケア等を含めた適切な相談支援を行います。</p> <p>また、問題行動の生じた児童・生徒に対しても学びの機会保障の面から社会的な自立に向けた必要な支援を行います。</p>	<p>学校教育課 教育相談室</p>
-----------------------	--	------------------------

(3) 災害時の支援体制の整備

地域住民と関係団体等との連携・協力を進め、災害時の支援体制を整備します。

◆主な事業◆

事業名	事業内容	担当課
①避難行動要支援者制度の推進	市の防災部門と福祉部門等とが連携し、「避難行動要支援者制度」の推進を図ります。 災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な人（避難行動要支援者）に対し、避難の支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿の活用及び個別避難計画の作成を行います。	防災安全課 障害福祉課 高齢福祉介護課
	在宅で人工呼吸器を使用している人に対して、災害が発生した時の電力の確保や、避難場所・避難ルートの確認等の一人一人に対応した「災害時個別支援計画」を策定します。	障害福祉課
②災害時におけるボランティア活動の支援体制整備	災害ボランティアに的確な情報を提供し、効率的なボランティア活動が行えるよう、社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティア活動のしくみづくり、災害ボランティアセンターの運営体制の整備を図ります。	地域振興課 社会福祉課
③災害時の福祉避難所の実効性の確保	災害時の福祉避難所が円滑に機能するよう、具体的な対応内容の調整を行います。また、拡充について検討します。	防災安全課 社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉介護課 健康課 子育て支援課

<p>④災害時の医療体制の確保</p>	<p>災害時の医療体制が円滑に機能するよう、公立福生病院に緊急医療救護所や、避難所に医療救護所を設置し、羽村市医師会や羽村市歯科医師会、羽村市薬剤師会、羽村市柔道整復師会、公立福生病院等と連携し運営します。</p>	<p>防災安全課 健康課</p>
---------------------	---	----------------------

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、市だけでなく、地域に関わる全ての人々が主体となって推進していく必要があります。

そのため、市広報紙や市公式サイトなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図るとともに、地域における主体的な活動を促進します。

2 計画の推進体制

第4章に記述した具体的事業については、各事業を所管する課において年度別の進行管理を行い、計画の着実な推進に向けて取り組んでいきます。

3 計画の進行管理と評価

本計画の推進については、基本理念や基本目標の実現に向け、市の全組織を挙げて取り組む必要があります。こうしたことから、庁内横断的に進捗管理や評価を行う内部組織として「地域福祉計画推進委員会」を置きます。

なお、各事業の進捗状況は本計画にかかる事務を所管する課において取りまとめ、委員会で検証と評価を行うとともに、必要に応じて修正や変更を行い、計画の実現を目指します。

資料編

羽村市地域福祉計画審議会条例

平成 13 年 10 月 1 日条例第 25 号

(設置)

第 1 条 羽村市の地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、羽村市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2 人以内
- (2) 市内福祉施設の代表者 3 人以内
- (3) 市内福祉関係団体の代表者 5 人以内
- (4) 市内の公共的な団体の代表者 6 人以内
- (5) 市民公募委員 4 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 8 条 審議会に必要に応じて専門部会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を行わせるものとする。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び市職員のうちから市長が任命する者をもつ

て組織する。

3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項については、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 審議会及び専門部会の庶務は、地域福祉計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽村市地域福祉計画審議会委員名簿

構成	所属	氏名
知識経験者	羽村市社会福祉協議会 事務局長	◎市川 康浩
	元小学校長	佐藤 美知子
市内福祉施設の代表者	社会福祉法人そよかぜ 福祉作業所ひばり園	榎戸 勇也
	特別養護老人ホーム 神明園	大内 健史
	太陽の子保育園 (地域子育て支援センター)	大庭 正宏
市内福祉関係団体の代表者	小地域ネットワーク活動団体連絡協議会	足立 正治
	羽村市ボランティア連絡協議会	橋本 庸明
	羽村市高齢者クラブ連合会	中土 善雄
	羽村市民生・児童委員協議会	○岡崎 久枝
	フードバンクはむら	松崎 博満
市内の公共的な団体の代表者	羽村市町内会連合会	梅山 政尚
	羽村市社会福祉協議会	中野 秀之
	羽村市商工会	矢部 要
	西多摩地区保護司会羽村分区	中野 修
	福生警察署管内防犯協会女性防犯指導員 羽村支部	橋之口 律子
	健康づくり推進員	柴田 恵子
市民公募委員	市民公募	池田 和生
	市民公募	鈴木 由希
	市民公募	関口 英代
	市民公募	中山 暢子

◎会長 ○副会長

羽村市地域福祉計画審議会審議経過

回数	開催日	議題
第1回	令和5年 3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・羽村市地域福祉計画審議会の会議の傍聴に関する定めについて ・羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準について ・第六次羽村市地域福祉計画の策定について ・地域福祉に関するアンケート調査結果について ・羽村市地域福祉計画審議会 審議日程について
第2回	5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次地域福祉計画の総括について ・地域福祉をめぐる羽村市の現状と課題について
第3回	6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の基本的な考え方について ・地域福祉計画の構成について
第4回	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の基本的な考え方について ・地域福祉計画の施策内容について
第5回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の基本的な考え方について ・地域福祉計画の施策内容について
第6回	10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第六次羽村市地域福祉計画（案）について
第7回	12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・第六次羽村市地域福祉計画答申（案）について

第六次羽村市地域福祉計画策定委員会要綱

令和5年5月30日羽福祉発第2753号

(設置)

第1条 第六次羽村市地域福祉計画を策定するにあたり、計画の基本的事項や具体的施策を総合的に調査検討するため、第六次羽村市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 第六次羽村市地域福祉計画の基本的な考え方に関する事。
- (2) 第六次羽村市地域福祉計画の具体的な展開に必要な施策及び方向に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉健康部長の職にある者とし、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、子ども家庭部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を

失う。

別表（第3条関係）

職名	役職名等
委員長	福祉健康部長
副委員長	子ども家庭部長
委員	企画部企画政策課長
委員	総務部防災安全課長
委員	市民部地域振興課長
委員	産業環境部産業振興課長
委員	福祉健康部障害福祉課長
委員	福祉健康部高齢福祉介護課長
委員	福祉健康部健康課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部子育て相談課長
委員	子ども家庭部子育て相談課主幹
委員	生涯学習部学校教育課長
委員	生涯学習部生涯学習推進課長
委員	社会福祉関係者のうち市長が必要と認める者

第六次羽村市地域福祉計画策定委員会委員名簿

職名	役職	氏名
委員長	福祉健康部長	野村 由紀子
副委員長	子ども家庭部長	山本 明子
委員	企画部企画政策課長	吉岡 泰孝
〃	総務部防災安全課長	小林 章文
〃	市民部地域振興課長	指田 寿也
〃	産業環境部産業振興課長	池田 明生
〃	福祉健康部障害福祉課長	和田 聡子
〃	福祉健康部高齢福祉介護課長	高岡 弘光
〃	福祉健康部健康課長	小山 和英
〃	子ども家庭部子育て支援課長	中野 敬
〃	子ども家庭部子育て相談課長	関谷 美紀
〃	子ども家庭部子育て相談課主幹	田中 茂雄
〃	生涯学習部学校教育課長	伊藤 晋
〃	生涯学習部生涯学習推進課長	早野 正博
〃	羽村市社会福祉協議会総務課長	須田 誠

第六次羽村市地域福祉計画策定委員会検討経過

回数	開催日	議題
第1回	令和5年 11月15日	<ul style="list-style-type: none">・ 審議会の経過と今後のスケジュールについて・ 第六次羽村市地域福祉計画（案）について